

令和2年第4回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 令和2年9月2日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員	1番 東郷 克己	2番 山崎 敦志
	3番 長谷川崇朗	4番 橋 俊明
	5番 坂口 重良	6番 岩井智恵子
	7番 津村 俊二	8番 矢野 隆行
	9番 田中 陽介	10番 稲垣 誠亮
	11番 山本 剛	12番 鈴木 市朗
	13番 工藤 義明	14番 野並 享子
	15番 東郷 正明	16番 北村五十鈴
	17番 荒川 泰宏	18番 立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	西村 健
政策調整部長	川端 美香	市立野洲病院事務部長	吉川 武克
総務部長	市木 不二男	市民部長	長尾 健治
健康福祉部長	吉田 和司	健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	赤坂 悦男
都市建設部長	三上 忠宏	環境経済部長	武内 了恵
教育部長	杉本 源造	政策調整部次長	川尻 康治
総務部次長	武内 佳代子	広報秘書課長	北脇 康久
総務課長	辻 昭典		

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 千晴	事務局次長	遠藤 総一郎
書記	大橋 幸司	書記	辻 義幸

議事日程

諸般の報告

第1 会議録署名議員の指名

第2 議第113号から議第142号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般
会計補正予算(第8号)) 他29件)

質疑

第3 議第115号から議第126号まで

(令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について 他11
件)

決算特別委員会付託

第4 議第127号から議第138号まで

(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第10号) 他11件)

常任委員会付託

第5 請願第1号

(所得税法第56条廃止を求めることについて)

常任委員会付託

第6 議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142
号まで

(専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般
会計補正予算(第8号)) 他5件)

討論、採決

第7 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(岩井智恵子君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を行います。

出席議員は18人全員であります。

本日の議事日程は、既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職、氏名はお手元の文書のとおりであります。

(日程第1)

○議長(岩井智恵子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、第10番、稲垣誠亮議員、第11番、山本剛議員を指名いたします。

(日程第2)

○議長(岩井智恵子君) 日程第2、議第113号から議第142号まで(専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第8号)外29件)を一括議題といたします。

これより質疑に移ります。

質疑通告書が提出されておりますので、発言を許します。

第15番、東郷正明議員。

○15番(東郷正明君) おはようございます。第15番、東郷正明です。

議第116号令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑をいたします。

国民健康保険制度は昭和33年にスタートしました。そのときの被保険者の保険税は半分、国の負担が半分という折半でありました。その後、小泉内閣の下で骨太の方針2002年の三位一体の方針の下で国庫負担を削減されたという、これまでの経過と国保には均等割、平等割等があり、他の保険制度に比べると高い保険税になっています。そこで、令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計は、予算現額49億5,363万2,000円に対し99.6%の収入となっておりますが、国民健康保険の収入状況は98.5%の執行率です。

市税の徴収率が97.8%であるが、国民健康保険の徴収率は平成30年と同様の78.3%であります。これは毎年同じ人が滞納されて払わない状態になっているのではないのでしょうか。収入未済額は2億6,325万2,221円となっており、被保険者が払いたくても払えない高い保険税であることが読み取れます。滞納世帯は何世帯で、何人なのか、お尋ねします。

収入未済額があるというのは、いかに国保税が所得に応じた保険税になっていないかということです。未納世帯の所得別、階層別に分析を行い、どこに問題があるのかを明らかにすべきです。滞納繰越分が2億1,092万7,993円あり、徴収できなければその分は不納欠損となります。

問題は高過ぎる国保制度にあり、全国知事会からも公費投入で保険税を引下げの声が上がっています。本市では、本年度は財政調整基金の取崩しで、引上げこそされませんでしたけれども、それでも高い国民健康保険制度となっています。分納相談や自立支援もされていますが、国保の制度を根本的に変えていかなければ、問題解決にはなりません。国に対し、国庫負担を増やすことを求め、市独自の繰入れも行い、支払える保険水準に引き下げることでないでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 議員の皆さん、おはようございます。

それでは、東郷正明議員の令和元年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてのご質問にお答えをいたします。

まず最初に、国保税の滞納世帯及び人数についてのご質問にお答えいたします。

このことに関しましては、直接の所管課であります納税推進課に確認をいたしましたところ、まず国民健康保険税滞納世帯につきましては、令和元年度の滞納分になりますが、542世帯でございまして、年間平均世帯5,860世帯のうち9.2%の割合となっております。

なお、人数についてでございますが、国保税の納税義務者が世帯主であることから、滞納管理システムにおいては滞納世帯の世帯員数までは把握をしていないため、今回お示しすることはできませんので、ご了承をお願いします。

なお、国保税の滞納に関連をいたしまして、補足をさせていただきたいのですが、国保税の滞納世帯が抱える課題解決につきましては、国保税だけが安くなればよいという単純なものではないというふうに考えております。そのため、野洲市では、これまでから納税相談を重視した生活再建型滞納整理を進めており、国保税だけに限らず、滞納世帯の生活再建に向け、市民生活相談課や納税推進課と連携を図って取組を進めているところで、特に納税のために資力のない方につきましては、執行停止等も含めまして、世帯の収入状況に合わせた丁寧な相談体制を取っていることを申し添えます。

次に、国に対して国庫負担を求め、市独自の繰入れを行い、保険税水準を引き下げるこ

とについてのご質問にお答えをいたします。

国民健康保険の財政運営につきましては、被保険者の高齢化や近年、社会保険への加入要件が緩和されたことなどによりまして、これまで一定の所得のあった人が国保から流出することになるなど、そもそも制度に構造的な問題があるというふうに考えております。国民健康保険制度の運営に当たりましては、国より財政基盤安定のため、全国で毎年3,400億円の公費が投入されておりますが、今後も国保制度維持、堅持していくために必要であれば、国、県の責任と負担において、さらに実効ある措置を講じられるべきであるというふうに考えております。

また、一般会計からの繰入れにつきましては、現在、関係法令に基づいて適正に執行しているものです。

今回の国保制度改正における広域化に際しましても、国は国保税を下げるための繰入れ、いわゆる法定外繰入れは認めておらず、都道府県が財政責任をしっかりと負い、国はその支援をするという制度設計がなされております。

そういった意味からも、東郷議員ご提案の市独自の繰入れにつきましては、例えばどれだけ繰り入れれば適正なのかといった、法的な根拠性がなく、その財源も結局市民の税負担であることを考えると、必ずしも合理性があるとは言えず、市町の国保財政の健全な運営の観点からも、国、県がしっかりと責任を果たされるべきであり、市が単独で法定基準外の繰入れを行う予定はしておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） いろいろ生活再建の相談もされているという、そういうことなんですけども、それでも国保税の滞納者が542世帯、それだけたくさんおられて、これが収入未済額として積み上げられている。それで、国民健康保険は4人に1人が加入しておられるということで、今、多くの方が、年金生活が一番多いと思うんです。全国平均でも所得が138万円ぐらいで、平均が、そういう中で国保税は、やっぱり高いということだと思うんです。それで、非正規労働者も多く、所得が200万円以下の人がほとんどの状況です。国民健康保険税が所得に対して非常に重い負担となっていると思うんです。つまり、払いたくても払えない状況になっている、この認識はどのようにお考えでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷正明議員の再質問にお答えをいたします。

必ずしも国保税がほかの保険に対して高いというふうには考えておりません。国保税も所得に応じた、所得割の部分が2分の1ございます。そういったことから、一定、所得に応じた課税になっているものと考えておりますので、必ずしも、全ての方が払えないほど高い保険税にはなっていないと思います。

また、低所得者に対しましては、軽減の措置等も講じておりますので、それよりも結果として払えない被保険者の方々には、そこに寄り添って、生活再建を図るといったことで対応をしていきたいというふうを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷議員。

○15番（東郷正明君） 国保税が必ずしも高いとは言えないというふうにおっしゃいましたけども、他の保険制度と構造的な仕組みが違うからね。そこは国の制度で、そこで仕方がないということになれば、本当に市が自治体として市民の暮らしを守ることができんと思うんです。国保には均等割があつて、他の保険制度等にはない人頭税的なものがありますから、そこは、やっぱり今、国も財政支援は3,400億円か、やっておられると言っておられましたけども、そこは仕組みを変えていかないとなかなか国保税を引き下げのための根本的な解決にならないと思うんです。そこをどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（吉田和司君） 東郷議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、決して高くないとは言いましたが、県下では確かに野洲市の国保税は相対的には高いめになっておりますが、これはむしろ本市の所得水準が高いことから、高めの設定になっているということでございます。

また、国保の財政構造の根本的な問題につきましては、東郷議員ご指摘のとおり、制度上の問題がございます。そういったことから、県がしっかりと財政責任を果たす、あるいは国がしっかりと支援をしていく、そういった仕組みを構築していかないと、それぞれの市町が単独で繰入れをするというふうになってくると、結局秩序が乱れるというか、市町レベルの国保財政が健全運営できないというふうなこともなってきますので、必要であれば、制度の見直しも含めて、そこは求めていきたいというふうを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 以上、通告による質疑は終了いたしました。

これをもって、質疑を終結いたします。

(日程第3)

○議長(岩井智恵子君) 日程第3、議第115号から議第126号まで、令和元年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について外11件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第115号から議第126号までの各議案は、会議規則第39条第1項ただし書の規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第115号から議第126号までの各議案は、議案付託表のとおり、決算特別委員会に審査を付託することに決定いたしました。

(日程第4)

○議長(岩井智恵子君) 日程第4、議第127号から議第138号まで、令和2年度野洲市一般会計補正予算(第10号)外11件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第127号から議第138号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、既に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(岩井智恵子君) 日程第5、請願第1号所得税法第56条の廃止を求めることについてを議題といたします。

ただいま議題となっております請願第1号は、会議規則第92条第1項の規定により、既に配付いたしました請願文書表のとおり、総務常任委員会に付託をいたします。

(日程第6)

○議長(岩井智恵子君) 日程第6、議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号まで、専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第8号))外5件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省

略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岩井智恵子君) ご異議なしと認めます。よって、議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号までについては、委員会付託を省略することに決しました。

これにより、ただいま議題となっております議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号までについて、討論を行います。

ただいま議題となっております議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号まで、専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第8号))外5件について、討論の通告はございませんでしたので、討論を終結いたします。

これより、議第113号から議第114号まで及び議第139号から議第142号までについて、順次採決をいたします。

お諮りいたします。

議第113号専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第8号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第113号は原案のとおり承認されました。

次に、議第114号専決処分につき承認を求めることについて(令和2年度野洲市一般会計補正予算(第9号))は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第114号は原案のとおり承認されました。

次に、議第139号野洲市監査委員の選任につき議会の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第139号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、議第140号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第140号は適任とすることに決しました。

次に、議第141号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第141号は適任とすることに決しました。

次に、議第142号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(岩井智恵子君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第142号は適任とすることに決しました。

(日程第7)

○議長(岩井智恵子君) それでは続きまして、これより、日程第7、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次発言を許します。

その順位は、一般質問通告一覧表のとおりであります。

なお、質問に当たっては、簡潔明瞭にされるよう希望いたします。

それでは、通告第1号、第14番、野並享子議員。

○14番(野並享子君) おはようございます。トップバッターで質問させていただきます。

コロナウイルス感染を防止するためになど、4点にわたって質問をいたします。

世界中で猛威を振るっている新型コロナウイルス、日本では5月25日に緊急事態宣言が解除され、徐々に経済活動が再開されました。しかし、7月中旬に再び新規の感染者が増加し、日本では第2波の真ただ中ではないかと言われています。連日、全国的に感染者が報告され、市中感染が広がっています。死傷者も増えている中で、滋賀県でも9月1日現在452人、野洲市では15人の感染者となっています。

日本医師会の有識者会議が8月5日に緊急提言を出しました。その中で無症状例が多く、地域内流行が存在する、感染症対策だけでなく、感染管理の必要な人たちが検査を受ける必要があると提言されました。8月20日、PCR班責任者の宮地勇人東海大教授が話しておられます。「WHOを含めた報告では、無症状者から4割の感染が起きており、この無症状の感染者を放置したままでは感染制御は成功しません。感染の抑え込みに成功した国はどこでもPCR検査で無症状感染者の発見と隔離を進め、感染制御と社会活動、経済活動の両立を進めている」と発言されています。

この観点に立って質問をいたします。まず第1点目、コロナ対策で必要なことは無症状の方からの感染が広がっていることを見れば、早期発見、早期支援、隔離により、市中感染を未然に防ぐことでもあります。ニューヨーク市で市中感染を封じ込めるため、全市民を対象に徹底的な検査と自宅待機や隔離などを行ったことです。また、ヨーロッパにおいても自宅待機者には食料の供給を行い、町で見守る体制が取られました。日本では東京の世田谷区でいつでも、どこでも、誰でも、PCR検査が行われ、毎日公表しています。陽性者の7割が20代から40代という方々であります。野洲市において、どのような対応を検討されているのか、市長にお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

野並議員のちょっとご質問の趣旨が広がったなと思うんですけどね。野洲市でのPCR検査でどのような対応をとということですかね。野洲市では感染の疑いがある方については、PCR検査を保健所の判断で行っております。

何か結論言ってしまうんですけども、世田谷区も調べましたが、全ての人を検査しているわけではありませんので、PCR検査は万全ではないので、必要な方に特定して行うということで、先般、起こりました市立野洲病院でも患者さんが発熱したので、その患者さんは感染して入院した人ではないので、通常は感染をしないはずの方だったんですが、診察した病院の医師が、感染の疑いもあるということで、まず抗原検査は病院でできますので、やった結果、陽性であったので、保健所に連絡をして、必要な手続を取ってPCR検査をした結果、陽性であったので、速やかに対応の医療施設に、これは県のコントロールセンターが関与していますけども、移ってもらった。当然、クラスターが起こるといけないので、病院をまず閉めて、関係する全ての人PCR検査を行ったということでありまして、結果として全て陰性であったので、お一人だけが感染しておられるんですけども、

この原因推知は市の能力を超えますから、保健所がやるんですが、現在のところ不明です。

不思議な感染であるということなので、野洲市としては、通常、患者さんが感染しておられたらクラスターの起こる可能性が高いんですけども、徹底的な事前対策と発見後の適切な処置によってクラスターが起こらない、またそれ以外の感染者もないということで、こういったやり方というのは従前から取ってきている方策ですし、効果が発揮されたのではないかなというふうに思っております。

これでご質問の趣旨に合っているのかどうかですけども、いきなり野洲市ではとおっしゃったので、今言ったことでお答えといたしておきます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 市民病院でクラスターが起こらなかったというのは、近隣、県内とか日本中の中でも本当にどこの病院も起ればぱっとクラスターが発生していましたので、本当に心配をしていました。そういう意味においては、事前に抗原検査をされてという形の処置を取られたこととか関係者の検査をすとかという意味においては、本当に私は的確な早期の対応でクラスターを止めたなというふうに認識をしております。

そういう意味におきまして、いよいよ国も、やはり無症状者からの感染というようなことが問題になっていまして、28日に政府が言ったのが老人施設とかそういうところに対しての定期的な検査の要請というのがされたというふうに思います。そういう中で市内では老人施設、病院、市の職員とか学童の指導員とか保育所とか幼稚園とか、言うてみたら、何かが起こったらぱっと広がりそうな、そういうところは、やっぱりあると思いますので、そういうところに対してのPCR検査などとか抗原検査とかというふうなことはどういふふうに考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 多分仮説は野並議員と一般通念とは違うと思うんですね。ワクチンですと接種をすれば1年とか3年とか、今回のCOVID-19は変化しているので、ワクチンの効果もまたどうかと言われてはいますけども、PCR検査はそうじゃなくって、感染をしていって感染が反応するピーク時にしかきちっと出てきませんので、そしてこの感染は数日から2週間ぐらいの間に症状が表れる、あるいは感染の反応がするということですので、もしかPCR検査をやることによって、いわゆる免罪符、安全ですということを示そうと思うと、もう繰り返し繰り返し、あるいは2週間ごとにあってもその間の間に

発症があれば反応しませんので、ワクチンと検査というのは全く質が違いますので、それよりは無症状の方が感染をしていって、その方から接触で感染をしないという想定の下に、マスク、消毒、3密避けるということがやられているわけでしてね。無症状で感染している人と接していても安全であるというのが、今の一番最初から世界的に取られている方策ですので、じゃ、野並議員がおっしゃるPCR検査をどんどんやっていって、3密はもうやめてしまったり、マスクをやめてしまって、みんなが安全な人だけレッテル貼って、社会生活を営むのかといったら、そんなことは不可能ですから、逆にそれを全ての方に、あるいは今の子育て支援の職員とか学校の先生とか救急隊員とかを全部やろうと思っても漏れが出てくるので、あまり有効な施策ではないと思っています。

ただ、PCR検査はなかなか機器の精度の問題で日本で広がっていきません。それで、今、抗原検査が随分精度が高くなってきていますし、今、15分ぐらいで結果が出る。そして、価格も随分今下がってきているので。ただ、それもやみくもに全ての方が抗原検査をやったところで今のPCR検査と一緒にするので、今後、医師会等との協議の中で、例えば病院で必要な方に、医師が認定して、開業医さんが認定して、検査が必要といった場合はできるかどうかの検討は、今後というか、今、内々、医院と詰めていますけども、ただ、ご提案のように、全ての方にPCR検査を1回やったら済むというものではないので、これは効果が薄いというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） いや、全市民に全てと言ってないんですよ。

○市長（山仲善彰君） 別に。今言いましたよ、僕に。

○14番（野並享子君） 特定のところです。無症状で感染しているというところら辺において、やはりそういうところの職員さん、仕事に携わっておられる方というのが1回限りではないです。国も定期的なということを言っていますから、28日のところに書いていますが、医療機関、高齢者施設への一斉、そして定期的な検査というのを都道府県でやってほしいということを言うておられるんです。

基本は、私は都道府県、国、県だというふうには思いますけども。けども、その国、県を待っていたのでは、本当に市中感染が起こってしまってからであつたらもう後手後手の対策になってしまいますので、そういう意味では早期発見ということで、PCR検査までの抗原検査、そこでちょっと1回振るいにかけるという、陽性者を発見するというふうな振るいにかけるそういう検査が、まずとにかく必要ではないかというふうに私は思ってお

りますけども、これをやっても一緒やということ、平行線やというふうに思いましたので、強く求めておきます。

2点目、市民の命と健康を守るため、公立病院の果たす役割は重要であると思います。野洲市民病院でPCR検査の実施をすべきであります。基本的には国や県が早期発見、早期保護、隔離などのためにPCR検査を強めるべきと考えます。この点について、野洲市の取組を市長にお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 市立病院の役割は言うまでもなく、感染症だけではなくに市民の健康を守るということでもありますので、その中で感染症に対しても機能がある範囲内で最大限の、今、取組をしてくれています。

先ほど入院患者さんもそうですけども、先般、市民の方の感染が見つかったのも、ご本人が相談センターに連絡されたけど、相手にしてもらえなかったのも、症状があるので、市民病院に来られた。お聞きをして、感染の恐れがあるので、これは万全の体制を敷いて対応して、検査をしたら陽性であったということで、これも未然に防いでいますという役割を果たしています。

ただPCR検査を市立病院でやれとおっしゃるんですけども、検査自体は検査機器と検査技師がいないとできませんので、どういうことを言っておられる、対応を取るということを言っておられるのか。検体採取は不可能ではないんですけども、検査は今、滋賀県でやっているのは県のセンターと滋賀医大、そしてから県総合にも機械を入れましたが、聞いているとまだあまりやっていないようでありまして、それをいっぱい課題を抱えている古い施設の野洲市立でPCR検査をやれというご提案なのかどうかちょっと真意が分かりません。

先ほども私は市民全員と受け取ってなくて、はっきり子育て支援の職員とか救急隊員とか言っているのに、市民全員と言っていないよ、物別れですよとおっしゃったんですけども、ここも厳密に言ってもらわないと対応ができないんですが、まず、市立がやるよりは県総合がご承知のように、守山野洲医師会がかなり前から検討しておられて、現に今は開業医さんを登録して、開業医さんが必要があると診断された方は県総合で対応しています。

これも自前でやっている場合と県外の検査機関に送っている場合と両方あるわけであって、あえて今、野洲市立でPCR検査はやるということの……。拒絶しているわけじゃな

いですよ。役割分担からすると、検査は基本的に行政検査で保健所の管轄、その下でどこでやるかということですから、先ほど説明したように、野洲市立は、感染症を含めて市民の健康を守るために最大限頑張っていますが、たちまちPCR検査をやりなさいと言われてたら、はいそうですか、そうですねとは言いがたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 野洲市民病院で検査のそれまでをというのではなくて、検体、とにかくキットを入れて送るというふうな形になると思うんですけども、野洲はとにかくそこまで行ってもらって、検査をしてもらうという形に今なっていますね、保健所を通じて。ではなくて、来院された方をそこで検体を取る、キットに入れて送るという、その作業をしてほしいというふうに思うんです。もう一遍、一手間かかりますでしょう。来られて、また次のところに行ってやってもらうというんじゃなく、もうここに来られたときに検体をするということになるとワンストップで、次、結果が出るというふうに思います。

そういう形で、とにかく市中感染を防ぐということでは、そういうことが長期の発見で止めていくということが必要やというふうに思っております。

3点目に移ります。

コロナウイルス感染者が中傷、差別、偏見の被害に遭っています。また、病院関係者がいわれない嫌がらせを受けていることも聞きます。野洲市は「人権と環境のまち」を標榜していますが、この間の市内での言動をたどりますと、人権啓発が形骸化しているのではないかと考えます。感染者を非難するのではなく、科学的な見解を明らかにし、誰もが感染するかもしれないことの認識が必要ではないでしょうか。この中傷、差別、偏見を解消するための対策はどのようにされているのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 議員の皆様、改めまして、おはようございます。

野並議員の1点目の3点目、コロナウイルス感染症に係る中傷、差別、偏見を解消するための対策についてお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、感染者、濃厚接触者、医療従事者とその家族などに対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は決して許されるものではなく、また新型コロナウイルスは誰もが感染する可能性があり、感染した本人に罪があるわけではないと認識しておりまして、言われなき人権侵害の発生を防ぐため、一人ひとりが人権を大切に作る社会づくりが必要と考えております。

コロナウイルスに関する人権侵害を防止する、解消するための対策といたしましては、2月26日に市のホームページにコロナウイルス感染症に関する人権への配慮についての記事を掲載しております。また先だつての7月の広報におきましても、市と法務省の人権110番の人権相談の案内の記事を掲載させていただきました。今後はさらにコロナと人権に関する啓発パネルを作成するなど、様々な手法や機会を捉えまして、市民に対し、継続的に啓発するとともに、人権侵害発生時には関係機関と連携して対応してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 野洲で感染された方がおられて、その方のマンション名がPTAの連絡網のLINEで流れていたということがあります。これではもう野洲に住んでいられないというような状況になるのではないのでしょうか。こういうような、インフルエンザではこんなことは起こらないと思うんです、普通。あの人インフルエンザで、あそこのマンションの誰がかかったなんて、そんなんないと思うんですよ。この新型コロナに関して、そんなことが今、野洲の中で起こっているということを私が聞きまして、これはやっぱりもっと徹底して自治会の回覧とかPTAのお知らせとか、今、広報しているとか広報紙に出しているとかホームページに出しているとかということをおっしゃいましたが、もっと何かこの人権侵害になっているということに対して、市を挙げて、懸垂、垂れ幕するか、標語を募集するとか、市を挙げて、これはもう本当に守っていかなあかんのやという、何か強烈な対策を打ち出していかなければ、下に下に、うわさ的に広がっていつているというふうなことを思いますので、やっぱりもっとも何か、今、パネルとかおっしゃいましたが、庁内でも温かく見守る体制とかいうふうな部分も必要と思うんです。

全部、今、隠しておられますから、どこの誰や分からんという、誰や分からんということやから、詮索が始まるという、そういうふうな状況になっていますので、何かもっと何か2週間、自宅待機されるとか、ホテルで待機をされるとかいうふうなことで抑えていくということを今、国を挙げてやっているんですからね。そういったところで、やっぱりそれを支援していくということをやらないと、私は、いつ誰がそういう状況になるか分からないんですから、何かもう少し対応をしていただきたいんですが、どうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員の再度の質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、市内でも感染者が発生されておる状況は掌握しておりますので、なかなか現状、啓発活動自体も集まる機会等を捉えてということができかねる状況が生じておりますので、様々な情報をまたお伝えいただく中で、関係機関と連携した中で取組を強化できるように検討してまいりたいと思います。

具体的な人権侵害がございましたら、積極的に人権相談のほうに連絡をいただきましたら、現実的には相談いただいた中で対応しているケースもございますので、積極的な情報提供をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 大分後になって、これを聞いた話ですので。私は当事者でもないので、本当にちょっと申し訳ないんです。

次に移ります。

所得税法第56条について質問をいたします。

自営業者の家族の給料は経費と認めるべきだが、所得税法第56条により白色申告では認められないということになっています。この所得税法第56条は明治20年に制定された所得税法の第1条のただし書で、同居の家族に居する者は全て戸主の所得に合算するものとするに遡り、家父長制度の家制度に起因しています。戦後、憲法24条では、家族における個人の尊厳と両性の本質的平等をうたい、家制度は廃止されました。憲法13条で全ての国民は個人として尊重されると個人の尊厳を認めています。自営業者の家族も、個人として正当な給与を経費として認めるべきであります。

そこで質問をいたします。第1点目、青色申告と白色申告の違いと件数をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、野並議員の2点目の所得税法56条についての1点目のご質問、青色申告と白色申告の違い及びその件数についてお答えいたします。

我が国における所得税申告におきまして、事業に関する所得がある人が事前に税務署からの承認を受けて、一定水準の帳簿を備え付け、その取引内容を正しく記帳し、これに基づいて確定申告をする制度を青色申告といい、所得金額の計算などについて税制上有利な取扱いが受けられるようになっております。

また、白色申告は青色申告以外のものがございます。

本市における令和元年分の確定申告の件数のうち、事業所得のある人の青色申告に係る件数は1,798件、また白色申告に係る件数は1,554件でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 帳簿を整理し、正確なということから青色と。白色はそれ以外ということになっておりますが、2014年から全ての事業者に記帳の義務づけがされました。収支内訳表とか売上げとか経費とか、そういうのが義務づけされました。だから、白色であっても全部記帳されています。そういう意味で、白色申告では、配偶者控除は86万円、その他の家族は50万円ということで、こういうような義務づけされているにもかかわらず、白色で申告をしたら家族の働き分は認めないというような、こんな差別的な状況になっているんですけども、今、青色が1,798件、白色が1,554件、もうほぼ同じぐらいの状況ですね。ということは、白色の人の1,554件の方々は、この働き分を認められないような状況のままになっているというふうに思うんですけども、これはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員の再度の質問にお答えします。

あくまでも議員ご指摘のところではございますが、それぞれの事業を営む中におかれまして、法の制度に基づく取決めで届出をされた中で青色を適用されているという状況でもございますし、その中では給与控除等の届出におきまして、家族であっても一定所得以上の給与を控除できるという制度設計にもなっておりますので、それを選択された結果であるというふうに認識しておりますので、あくまでも私どもについては、法の申告に基づいてなされた届けに基づいて、市県民税等の計算をして課税しているということですので、ご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 1991年5月に東京高裁での判決のときに出ているんですけども、裁判所でも個人の権利意識の高揚、個人事業の実態変化などによって、立法の前提は変わってきているということで、青色、白色というふうな形で控除ができないというような、それは所得税法56条がもう既に整合できないような状況になっているというふうなことを裁判所では言っておられるんですけども、それに対してはどうでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員の再度の質問にお答えいたします。

あくまでも裁判所のご判断ということではございますけども、現状、所得税法56条は法律上適用できる制度設計となっておりますので、私どもからどうこう言うことは言えないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 2点目に移ります。

現憲法に照らして、所得税法第56条は反していると考えますが、市長の見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お問い合わせの56条が憲法に反しているかどうかということなんですけども、私が判断するのではなしに、違憲審査権は最高裁にありますから、今、ご質問になった高裁判決は最高裁まで行って、高裁の判断が違憲かどうかに関しては合憲と認められているとういうことを、野並議員がよくご存じだと思うんですけども、それを報告するしか、私の権限はないと思っています。

ちなみに、先般ご報告した育児休業手当は草津で判断できなくて、京都で判断できなくて、大阪まで行ったんですけども、結局、通常所得というふうに解釈をされたということで、また全協でお知らせをしようと思ったんですけども、税法というのはこういうものです。あるいは、防災センターの土地は特別控除を求めたんですが、私も税務署まで、署長にまで出会いに行って、徹底的にやったんですけども、駄目だと言わはった。だから、税法のことを私に問われても、なす手がないんですよ。ほかのことやったら何ぼでも頑張りますけどね。だから、このままにしておかれたらどうかと思いますけどね。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当にそうですね。だから、今、それぞれの地方自治体で意見書を上げていって、それを多数にして、国の法律そのものを変えていくという、今、運動をされておられます。これ以上言っても同じです。

次、3点目に移ります。

男女格差を助長し、女性の無償労働を押しつける所得税法第56条は廃止すべきと考えますが、市長に見解をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それ、先ほどのご質問にも絡みますけども、男女格差といいますか、さっきも部長が答えたと思うんですけども、56条の規定は個人事業者の生計を一にする方の配偶者、そして同居親族、家族ということですから、何も女性だけの差別ではないと思います。女性に給料、手当が払われているわけではなくて、個人事業主からそれが経費として控除されるかどうかということであって、これは人権の問題とは全く違いました。先ほど言った育児休業もそうですし、税法というのはある意味で特殊な法ですから、きちっと決めておかないと不公平が起こるので、そうなっているわけで、決してこれは男女差別というものにつながるものではないと思って、男性の同居者、家族も同じ立場ですし。

それと、税法が納得いけない。野並議員は納得していないのかしれませんけども、よく言われている源泉徴収という、これも古い制度ですけども、サラリーマンは有無を言わず、先取りで所得税を取られてしまうわけですけども、本当はこの辺りからも変えていかないと駄目なので、56条だけにこだわられるよりは様々な制度が制度疲労を起こしているという観点から、総合的にやって、取り組まれたかほうがいいのではないかとご提案を申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 今回は56条でいきますので。

国際的にも賃金として認めているという国は、アメリカ、イギリス、ドイツ、韓国、オランダ、それぞれいっぱいあります。2009年の国連女性差別撤廃委員会でもこれが取り上げられまして、日本政府に対しての勧告が2016年に行われております。また、日弁連とか様々なところで、これを何とか57条、56条の見直しをということで求めておられますので、これはもう言うておきます。

時間がありませんので、次に移ります。

国保税の減免を対象者全てが利用できるように、コロナ禍によって、とりわけ商工業者に大きな影響が出ており、高過ぎる国保税の負担が厳しく、政府は保険料の猶予とさらに今回減免の施策を創設しました。しかし、こういったものは申請主義であり、自分が該当者であってもアクションを起こさない限り減免はしてもらえません。

そこでお尋ねいたします。

第1点目、商工業者の方の加入は何人なのか。そのうち国保の猶予を申請された人は何

人か、今回の減免申請された方は何人おられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、野並議員の3点目のご質問、国保税の減免を対象者全てが利用できるよというご質問の中で、まず1点目、商工業者の加入者の方は何人か、またそのうち猶予申請をされた方、減免申請をされた方は何人かのご質問にお答えいたします。

加入者情報の中で商工業という区分がございませので、正確な加入者数は分かりませんが、国保加入者の中で事業所得の申告があるのが906世帯、このうち7月末現在で減免を決定したのが30件、猶予決定をしたのが9件とおります。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 906世帯のうち30件というのはすごく少ないなというふうに思うんですけども、2点目のところに行きます。国保税の減額、免除など、市民の周知が納付書に添えられた紙1枚だけになっておりました。6月議会でこの点を指摘しましたが、国保加入者への親切なお知らせがいまだにされていないと思います。納付に困った人が相談に来るとい、待ちの姿勢になっている。困っているというのではなく、当然減免が可能な方もおられるはずで。今回は全額国からの補填がされるため、もっと市民に寄り添える対応が必要であります。減免の例を出して、お知らせの通知をすべきと思いますが、見解を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、野並議員の2点目のご質問、国保税の減免、免除などの市民への周知についてお答えいたします。

国保の減免の周知につきましては、議員からお話いただきましたとおり、6月の当初納税通知の発送の際に納税者宛てに申請方法や計算例等を記載したお知らせ文書を同封し、また新規加入者の方には手続の際に同様のお知らせを配布することにより、周知に努めております。市のホームページにも掲載しており、今後は10月の広報でも周知を予定しております。

なお、納付いただけない方々に関しましては、催告書を送付する際にも納税相談の呼びかけを行っておりますので、決して待ちの姿勢で対応しているわけではないということでご理解賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） このコロナによる国保の減免、収入が3割落ち込んだ人というふうなのが1つの条件ですね。前年所得が300万円以下の人は100%減免ということになっています。この質問で出していないんですけども、野洲で906世帯あるうちの300万円以下の人で何人かいうのはお分かりになるでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員のただいまのご質問にお答えします。

総数と金額等は把握しておりますが、細かい内訳については情報を持ち合わせておりませんので、お答えできません。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 結構な方が該当しているのではないかというふうに思います。私がちょっと試算してみたんですけども、野洲で400万円の所得の人、400万以下は8割減免なんですね、2割しか納めんでもいいという8割減免。400万円の人で40歳以上の夫婦2人と子ども2人で野洲の国保税を計算しました。そうしたら、62万3,253円になるんです、医療分も、介護分も、後期高齢者も入れて。この人は8割減免ということになると49万8,602円減免されて、支払うのが12万4,650円で済むんですよ。というような、減免のところですので、だから本当にこういうところ辺をちょっと入れていただいて、該当しますよというように10月の広報で知らせるんだっただらしていただきたい。

申請するに当たって、いろいろあるんですけども、5つの項目があります。現在の収入の申告に対して去年の12分の1にするとか、一番低いところを掛ける12にするとか、いろんな5つの方法があるんですけど、野洲はどういう方法で今、この減免申請をされておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 野並議員のただいまの質問にお答えをします。

減免申請の相談がございました際には、当然確定申告の写し、あるいは帳簿等を見まして、現在までの収入状況と通帳の写し等を比較した中で、収入の減少の見込額を算出しております。今後の見込みについては、納税者自身からのご申告内容を基に、その申請内容

をもって減免の幅を判断した中で決定しておるという状況でございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 本当にコロナで3割以上の減収になっているところはもうざらですので、ほとんどの人が私は該当するというふうに思っております。この906世帯全部が減免の申請をしてもいいぐらいだというふうに思っていますので、ここら辺りをちょっと本当に丁寧にお知らせしてあげていただきたいと思います。

次、3点目に移ります。

市のホームページでコロナ問題の関係が見えるページになっていません。専属バナーを作り、国の施策、県の施策、市の施策が全て網羅できるようにすべきだと思います。国保税の減免もこのバナーから行けるようにすべきで、ここを見てもこの減免のことは行き当たりません。ですから、第2次補正も行われますので、こういった施策に対して取りこぼしを起こさないような対応をお尋ねいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、国保税の減免については、何も出し惜しみをしているわけではなくて、可能な限り、お知らせをしようという姿勢は貫いているつもりですし、年度当初の様々な税、住民税から、そこにもきちっと情報提供するとともに給付の制度も併せて情報提供していますので、決して減免件数が減るようなつもりはありません。

バナーに掲げるのがいいのか、ご質問があって、職員と議論したんですけど、バナーは動いていますから、それよりはバナーでなくて、もう少しホームページを改善して、分かりやすく、一覧で情報ができるような工夫はいたします。

バナーがいいとおっしゃるんだったら、バナーは3つしかないですし、動いてきますから。バナーにこだわられるんだったら、もうちょっとバナーにこだわられる理由をはっきり言っていたら、さっきからなんかちょっとずつずれているなと思うんですけどね。仮説があるのと違いますからね。やってないというふうに。だから、バナーを否定はしませんけども、ホームページの充実は図ってまいります。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 他市のホームページ見ると、もう本当にトップの1面のところにコロナの問題がばんとあります。そこへ行くと、だーっと本当に、国の施策、県の施策、市の施策という形で一覧表になって、行くと、そこからまた分かれていくという形で、本

当に行きやすいように入っていると思います。

国保税の減免を、この野洲のところでは探し出すことができませんでした。国保のところのそここのところからしか入れないというような、そんな状況では行き当たりません。ですから、もっと本当にぱっと見て分かる、該当ができるそういうような状況に、私は、あんまり皆さんはホームページを見られていないというのか、そういうややこしい状況では見られないのでね。本当に誰でもがぼんと押したら見られるという、そういう形を取っていただきたいんです。あっちこっちを調べないと分からないのでは、これはもう全然駄目です。早急に改善をしていただきたい。もう大分前からこれを言っているんですけど、早急に改善をしていただきたいと思います。

次に、最後の質問に移ります。

平和首長会議に参加をということで質問をいたします。

令和元年8月議会で質問をいたしました。今年は被爆75周年です。今年1月までに未加盟なのは、北海道乙部町、岩内町、青森県のむつ市、東村、また東京都の青ヶ島村、滋賀県の野洲市、京都府の八幡市、長崎県の佐世保市、沖縄の与那国町のこの9市町村だけで、未加盟という状況です。他の市町から「野洲は平和首長会議に参加していないんですね」と言われて、本当にちょっと肩身の狭い思いをしました。

市長は、核兵器禁止条約は批准すべきやということをはっきりおっしゃいました。ここまではっきりと明言されているにもかかわらず、核兵器禁止条約の批准をと被爆者の方が本当に切実に願っておられます。自分らが生きているうちにとにかくこの批准をしてほしいという、こういう願いに背を向けていることになると思います。

前回の質問のとき、決算などが不明瞭とか言われましたが、総会も開き、決算も出し、会計も明らかにされています。いま一度、なぜ首長会議に参加をされないのか、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の平和首長会議への参加のご質問にお答えします。

その前に、先ほどちょっと市のホームページのバナーが3つと言いましたが、5つですので、ちょっと訂正をさせていただきます。

いや、入らないとなって、いこじになっているわけではなくて、なぜ何回も、これ、3回目の問かけだと思えるんですね。あれに入っていたら平和を守る取組をしているのか、あるいは心がけているのかという、そういうものでは私はないと思います。それこそ差別

問題と一緒に、一事が万事の発想で、平和首長会議なるものがあると。そこに入っておかなければ、平和を守る意思も活動もしていないというふうに考えておられるからこの質問が出てくると思います。

野洲市は平和都市宣言もやっていますし、様々な平和の取組、人権を守る取組、国際親善をやっています。明確にと言われても、入らなくてもやればいいのかと。じゃ、入って進むのかということですけども、核兵器禁止条約に明確に全ての首長会議の市長が、町長さん、村長さんが言っているかどうかといえば、私は言ってないと思います。あるいは、あえて言えば、今回の黒い雨、あれは首長会議でもっと頑張ったらいいのではないですかね。頑張れないんですよ。苦渋の控訴を、広島市長が気の毒に訳の分からんことを言っていました。

じゃ、首長会議が、もう今おっしゃったように、全国でこれだけしか入ってないんだったら、一大勢力であるべきだと思います。でもなっていない。だから、あえて入らなくとも。入っている方は私は何もどうぞですけども、入らなくとも平和を守る宣言と取組をしていけば、それでいいのではないかというのと、お金の問題ではないんですよ。一番最初に答えたように、もともと、やはり、被爆を受けた町が呼びかけてやっていた。そこに、少額ではありますが、税金で会費を払うということになってきたから、私のポケットマネーだったら、私は入ってもいいと思っているんですけども、やはり運動体であるわけです、そこに税金で会費を払うという仕組みが一番の引き金になっています。

当初2,000円が6,000円になったり、もともと私が入ったときは無料でしたし、私になってから入っていたと思いますから。それが2,000円、6,000円。市民の税金で、金額の多い少ないは別として、そういう性格からして、いかがかなというふうに思うので、1度あることは2度ある。2度あることは3度あったら、これでこれでいいのではないのかなと思いますけど、決して、それによって恥ずかしい思いをすること、これも私、変です、野洲市はきちっと平和都市宣言をしている、核兵器禁止条約にも賛成をしていると、もうそう言っていたら、胸を張っていただいていたらいいのではないですか。

3回目やから、もうこれで最後だと思いますから言いますが、放射線録音も、私は全くノーマークだったんですけども、議場で議論があって、読み返して、結果的に教育委員会の判断を支持しましたし、それに当たって私は議論にも加わっています。記録を読んでいたら、市民の方が広島県にも行っている、福島にも行っている、長崎も行っている。

全然変わりません。あこには広島、長崎、第五福竜丸、一切書いていませんよ。日本で放射線といえば、まずは、やはりそこをきちっと若い世代につないでおかなかつたら駄目なんですけども。平和都市宣言の町はどこもそういう見解を示してないと思いますから、ぜひ恥ずかしながら堂々と野洲市は少なくとも山仲がやっている間は入ってないやと言っていたら、胸を張っていただきたいなと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） これ、言われたのが京都府八幡市の市会議員さんから「私も入ってないんですよ。野洲も入ってないわね」というて言われて、八幡市でも何回も何回も、入れ、何で入らへんのか、入らない理由が分からんと。あそこの議事録を読んできましたが、私と同じようなことを質問されて、本当に、前回の質問で「いこじになっておられるの違いますか」と私が言うたときにちょっと市長がかちんとこられたみたいですけど、本当に何で入られないのかという、その運動体だから。運動体だから入らない、えっという感じがしますわ。

確かに入っておられるところで、核兵器禁止条約の批准を、市長みたいに明確に禁止すべきやという形で、批准すべきやという形でおっしゃっておられないのも分かりますけど、大体この9市町村を見ていますと、自衛隊の演習場があるとか原発があるとかアメリカ軍の基地があるとか、そういうふうなところが、やっぱりいろんな思いで入っておられないというのはちょっとかいま見ることができるんです、それぞれの町を見ますと。けど、野洲の場合は自衛隊の演習場がないわ、米軍の基地はないわ、原発はないわ、拒むものというのか、配慮というのか、ちょっとというふうな、町の雰囲気的なものは何にもない。もうそれこそ、市長の思いだけですわ、これ。市長の思いだけ。入らないという、かたくなに入らないというておっしゃっているのは、私はこれは、だからなぜと聞いたんですけども、野洲はいろいろやっていますと、どこもかもみんなやってはります。やっていないところはあります。

副読本の監修、これはよその町からも評価されています、野洲はすごいなど。山仲市長はすごいなどというて評価されていますよ。評価されている。評価されているけども、やっぱり、そしたら何で入らないのという、そこが理解できないんですよ。何で拒まんなんねんという。入ったからというて、私は市民の皆さんがそんな6,000円の市民税をそんな訳の分からん運動団体にお金を払ってというふうにはおっしゃらないと思いますよ。

そんなに、やっぱり今、この核兵器禁止条約の批准まであと6か国になっているんですよ。50か国。50か国になれば、全世界で核兵器を造ることも持つことも全部禁止されるんです。そういう効力を発するのに、この日本が唯一、戦争被爆国である日本が批准をしないんですよ。ここが大きな問題で、次の政府に期待したいと思うんですけど、そういう意味でもう一度何でというのを私に納得できるように話ししてください。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員を納得さすのは難しいと思います。理由は私、申し上げたと思います。幾つかあります。ですから、消極的な理由は、やはり税金で会費を払うことがいいかどうか。ですから、やはり平和都市の心意気でやってきたのに、それでやったらいいと思うんですよ。だから、滋賀県だったら淡水環境の保全ということで、結構私も携わりましたが、胴元になって、ちょっと今、鈍っていますけど。国内外の取組をやりました。まさにそういうものであって、何か会費をもらってやるというにしては、私は今の内容かどうかなというふうに思います。

だから、これ以上やっても、私はいこじになって全くやっているわけじゃなくて、やはり何かみんなでやるということの効力が何があるのかということだと思いますので、入って済むことだったら入ったらいいんですけども、それはすんなりといかないと思いますけども。

平和を無視しているとか戦争をやれとか基地とか、そういうこととは全く違って、こうすることで本当に平和が守れるのか。そこに入っておいたら核兵器禁止条約が批准されるかどうか。もうこれだけ入っておられたら十分世論形成はできているわけじゃないですか。野洲市が入ったら、じゃ通るんですか。私が先頭に立って、広島市長とか長崎市長とか、一緒に動くんですか。長崎市は政令市ではないですから、前、言いましたか、市長会には出てきますけども、広島市長は政令市の市長は大体市長会議に出てこないんですよ、会議であるのに。政令市長会をつくって、そこでやっていて、でも本当は全国市長会の会員なんですよ。

だから、それを見ている、自分たちが政令市だからと特別視しておいて、そしてこの平和都市宣言だけは一緒にやろうと。まさに日々の努力、日々の活動が物を言います。本当に自分がトップで、日本の平和を引っ張っていかうと、市町の基礎自治体も。だったら、批判するつもりはないので、あえて何回もしつこく聞かれるから言っているわけで。だから、そういうものにあえて野洲市として入らなくても、市民の心意気、市民の宣言で平和

を守る取組をやるのは、私としてはそのほうが良いと思います。

かつて京都の南丹市長の佐々木さんも入っていませんでしたが、市長さんが替わったら入りました。ある時期はたまたま市長会で出会ったときに、「あんたも入ってない」「あんたとも入ってないな」言うて、結構あったんですけども、世代が替わったらばたばたと。多分野並さんたちの活動の成果だと思えますけど。もうこのぐらいにしておきましょうか。

○議長（岩井智恵子君） 野並議員。

○14番（野並享子君） 市長選挙もありますので、どうなるかは分かりませんが、またこの問題を次の議会でできるのかどうかというふうなところ辺でもありますが、入るまでさせていただきますので、よろしくお願いします。

以上で終わります。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。再開を午前10時45分といたします。再開を午前10時45分。よろしくお願いします。

（午前10時24分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、通告第2号、第13番、工藤義明議員。

○13番（工藤義明君） 第13番、工藤義明です。

本日は3点にわたりまして、質問させていただきます。

まず最初に、新しい市民病院建設への新たな決意を求めるという表題で質問させていただきます。

今、かつてない、経験したことのない新型コロナウイルス感染で誰もが特別な夏を過ごし、耐え、苦しんでいます。政治がいかに関国民生活に直接影響を与えるものかも明らかになりました。国難とも言われる新型コロナウイルス感染を乗り越えるためにも、利益優先でなく、命と健康を守る最優先事項に対応できる公的医療機関の果たす役割が重視されています。2011年、旧野洲病院が現地での耐震化や建て替え、機器の更新ができないとの申出を受け、野洲市として市民病院の建設が可能かどうか検討され、専門家の意見を踏まえ、さらに市民との意見交換する中で、2014年、基本構想ができています。

2016年3月議会で設計予算が可決され、2020年10月開設に向け、動き出しました。しかし、多くの市民の切実な願いむなしく、建設予算や建設場所をめぐる反対議論

もあり、開設予定も大幅に遅れ、2023年となりました。

これまで山仲市長は市民の願いを背に、毅然として駅前建設実現のために最善を尽くされてきたことは、高く評価するものです。野洲市の地域医療を支え、市民の命と健康を守る新市民病院建設実現のため、多くの団体、守山野洲医師会、野洲市社会福祉協議会、野洲慈恵会、旧野洲病院、湖南病院、介護者家族会、精神障害者患者家族会、野洲市内居宅介護支援事業所、野洲市内訪問介護ステーション、もっと元気・野洲の会、新病院を望む女性の会などなどから一日も早い開院が望まれています。

そこで、市民の切実な願いに応えるため、今後の具体的計画を改めて伺い、市民の皆さんに議会で議決された建設計画は揺るぎないものであることの宣言をお願いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の野洲市民病院への新たな決意といいますか、取組に当たっての心構えについて、ご質問にお答えいたします。

まず、現在の状況でありますけれども、昨年11月に入札が不調に終わったことを言っています、基本的な構想なり機能は前提にしつつ、建物の規模を見直して、今、設計の見直しを進めておりまして、先般も特別委員会と、そして直近の整備委員会でご報告いたしましたように、基本的にレイアウトがもう決まりまして、あと構造の検討、構造計算、そして建築確認の手続に移っております。ただあと半年余りかかりますので、年度内に全て終わって、工事発注ができるところへ持って行く予定であります。いずれにしても工事の予算ももう一度、議決をいただかないといけませんけれども、工事予算をお認めいただいた上で、来年度、発注をいたしまして、工事は2年かかりますので、令和5年度に建物が出来上がって移転をするというスケジュールです。

病院長等とも話してはいますが、近い距離ではあるんですけども、患者さんに移ってもらう、移せる機器を移すとか、結構、時間を見ないといけませんので、その辺りも含めて、現時点では令和5年度中に開院ができればというつもりでおります。

それと、設計見直しに当たりましては、昨年7月から直接、市が病院を運営しておりますので、現場の職員も全て市の職員でありますので、改めて、建物についての意見聴取を全て行ってもらいまして、かなり質の高い病院設計になったのではないかなど。本当は昨年11月に工事を受けてもらっていたらよかったですけれども、残念ながら、その不幸を幸いに変えるということで、全てもう一回見直して、ほぼお約束したとおりの金額で、機

能的な病院の設計ができつつあるというふうを考えております。

一方、機能のほうにつきましては、先ほど申し上げました、昨年7月から今年3月までの実績、決算を今議会にもご報告いたしましたけども、2億4,700万の黒字になっております。当然、市からは、法定外繰入れということで2億9,000万ほど入れていますが、これは法で認められた社会的な医療ですとか職員の対応といったことで、これは通常のほかの業務でも同じことでありますので、決して赤字補填ではなくて、市立病院であるということによって入れている法定内繰入れであります。

ただ一方、細かい金額はさておいて、相当の交付税を頂いておりますので、実質、民間病院に持ち出していたよりは有利な形で、いい形で病院が運営できているということが確実に言えると思いますので、新しい場所で投資をして、施設に移っても、同じスキームで動きますので、現時点でいえば、当然、健全な運営が見込めると考えています。

ただ、先般お示ししましたシミュレーションでありますように、令和6年度から新しい病院になりますので、当初しばらくは初期投資がかさみますから、その分は赤字になるを得ませんけども、一定の期間が過ぎれば、黒字でかつ健全経営、キャッシュフローについては動く見込みをしておりますので、この1年間の実績の中で病院の運営もできるという見通しが立ったと考えております。

それと、院長もしばらく不在でありましたけども、京都大学の名誉教授の福山院長が8月から就任いただいて、かなり積極的に改善をいただいておりますし、お知らせしておりますように、9月1日から、本当はもう少し先だったんですけども、前倒しで神経内科の優秀な医師が常勤で確保できて、勤務をいたしております。

それと、看護師をはじめ、様々な医療技師も応募があって、採用して、その辺りも今充実にしておりますし、私も採用の応募者の決裁、そしてから採用の決裁を見ていまして、それなりに応募者から評価がされているのではないかなというふうに思っておりますし、健全な病院運営をすることによって、医療職の方からも魅力のある職場というふうに評価をいただいている手応えが感じられるのではないかなと思っています。

ただ、たちまちは、今、新型コロナで診療控えとか、そして感染者があって、今、通院はやっていますが、入院の受入れと手術を今止めていますので、少し業績は落ちるかも分かりませんが、これはもう全ての医療機関の問題でありますので、さっきも申し上げましたように、着実に病院運営、新しい病院と、そして現病院を健全に運営する取組は進んでいるというふうに思っておりますので、先ほど、東郷議員におっしゃっていただきま

したように、幅広い、層の厚い市民のご支援と期待がありますので、私が決意というよりは、皆さんとともに一番基本的なサービスである医療を野洲できちっと確保して行って、展開できるように皆さん方とともに取り組まさせていただきますということで答弁とさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 改めて、決意を述べていただきました。ここまでこの市民病院建設問題については、多くの市民団体の皆さんや市民の人の要望、一日も早い開設をという声、こういうことを基に議会でも議決をしてきたところですが、しかし、現時点で、今、市長選挙もこの10月に控えております。この市民病院建設についての批判という声も出ていることも間違いありません。その中で、明確に答えをいただきたいんですが、現在の場所で運営しながらの建て替え論、こういう意見もあります。さらに、工夫すれば、半額程度で建設ができるんだと、現場所での建て替え、この中では北館を残して、平面駐車場も広くなるというような宣伝もされています。こういったことが現実性があるのかどうかという点で市長からの答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これは4、5年前から何度も言われていまして、先ほどもここへ来る前に、平成27年の市の広報のQアンドAで、今、まさにご質問があったことを丁寧に市からお知らせをしていますし、それは市の考えといたしますか、先ほどおっしゃっていただいたように、専門家の検討委員会等々で審議された内容を分かりやすく市の広報でお知らせをしているわけです。

今の場所に建て替えができるかどうかと言われると、これは支援可能性検討というのを専門家にやっていただきました。その中ではっきり無理だと。支援可能性の検討というのは何を検討していただいたかといいますと、駅前に市民病院を造りますよと、でもその間、旧の御上会野洲病院に支援を続けていったほうがいいのかどうか、どの程度の支援をすべきかということを検討いただいたんですけども、その中で現野洲病院の場所での建て替えとか、そういったことは不可能だということがはっきり専門家で判断がされています。

まず、場所の問題でいえば、旧病院の今の使っている市立野洲病院の土地でありますけども、もともと野洲病院のものを昭和60年、9億円を貸したときに寄附をいただいている。これが4,300平米であります。そして、医療法人が独自に取得した土地が大体600平米強で、合わせると、今、市有地になったのが5,000平米でありまして、それ

以外にあそこの敷地みたいに見える土地は、あとは民地を有償で借りている土地です。駅前の土地は病院本体の場所が5,500平米、そしてから駐車場が2,600平米だったと思います。足すと8,100平米になりますし、もともとは民間企業の土地に、先になぜか進入路だけ、マンション用みたいに進入路を造ってあるんですけども、その敷地、あるいは、公園に予定している数千平米の土地を入れると約1ヘクタールあるわけですし、全然土地の面積が違います。

ほぼ倍ぐらいの敷地があるので、広さでいえばそうですし、もう一点の医療を継続しながらということは、これはこれまでも全て否定されていきましたので、簡単に言いますと、従前は東館、ここに手術室とか集中治療室があるところです。医療の根幹でありまして、ここがなかったら、病院ではないわけですが、ここを建て替えないと駄目ですので、ここを建て替えようと思うと、解体して建て替えるということで、今の中主小学校の例を見ていただいても分かるように、3年間ぐらいかかります。

その間は、病室はあったり、診察室はあっても、病院の本来の機能ができません。MRIとかCTを撮ったり、集中治療したり、手術という。じゃ、もうこれは病院じゃないわけで、そうするとその間は病院を閉院しんと駄目なので、大半のスタッフは休まざるを得ない。でも、お給料は払わざるを得ない。それだけでも3年で数十億円になりますし、そもそも医療行為を3年間しなくて済むんだったら、もう病院が要らないということになるわけですし、あそこで建て替えるという案は、私は成立しないということがもう既に明らかになっているというふうに思います。

それと安くなるというのはどういう規模の病院を思っておられるのか、どういう機能の、どういう病院を思っておられるのか。車を安く買えますよといったときに、軽自動車、この頃、軽自動車は結構高いんですけども、軽自動車を言っておられるのか、8人乗りのワゴンを言っておられるのか、そこが示されていけませんので、これは安く、小さいもの、あるいは機能の弱いものは安くいけますけども、高い安いが問題の根幹ではありませんので、安いのはいいと思うんですけども、高い安いが問題の根幹ではなくて、どういう機能のもので、どういう規模のものが必要であって、それがどれだけの経費が要するのか。

もう一つ大事なことは、先ほど申し上げたように、経営ができるかのシミュレーションが問題です。病院を運営して行って、そこで生まれる利益で起債、借りたお金を返していけるのかということですので、現在の計画では85億という金額を頂いて、何もかも入れると約100億になるんですけども、それを50億は病院が負担をする、50億は野洲市が

市立ということで負担をする、それぞれ30年の借金でいきますよと。まず、市のほうは50億を3で割りますと1億6,000万ぐらいを毎年返していく。この金額というのは、たまたま、もともと野洲病院に野洲市のポケットマネーで支援していただく金額に等しいんですけども、ただ償還するときに国から半分支援がいただけるということで、そこで負担が低くなりますし、民間病院のほうは今の業績で見通せるように、毎年1億6,7,000万を償還できる見込みがありますので、だから、今の規模だったら新しい投資をしても運営は成り立つということですので、いずれにとっても、言っておられる今の場所で、これは面積が狭い。そして、改築をするということは病院を運営しながらというのは、これはどなたが見ても不可能だと思いますし、新しい病院については十分現時点では成立可能性は示されているというふう考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 私も先日の病院の評価委員会を傍聴させていただきました。この中では活発な議論を交わされて、市民病院建設を立派に成し遂げるといようなことでまとめられたかと思えます。しかしながらも、今のこの野洲市の中に病院に対する批判の声があることも現実です。

そこで、さらにお伺いしたいんですが、一部は市長のほうに今答えていただきました。2つの点で聞きたいんですが、1つは、財政上で建設後、市の借金が増えて、夕張のように財政再生団体に転落の危険性があるというようなことも一部で言われ、さらには計画から10年も過ぎて、いまだ姿形もないやないかと、今からでも今の駅前じゃなくて、郊外へ建てるべきじゃないかと、こういった声があることに對しまして、市長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、財政的な面でありますけども、今申し上げましたように、50億を市で借金をして30年間で返していくという計画で今見ておりますが、そのときに半分は国から頂けるといことですので、これまで野洲市が民間病院に1億5,6,000万、毎年支援をしてきて、結果的に病院は劣化してきたわけですけども、それから見れば、十分耐えられる金額であるとともに、投資効果は格段に高いと思っています。

もう一つは、病院が50億を返せるかどうかでありますけども、返せなかったときは設置者としての市が当然、責任がありますが、今の業績を見ていましたら、その分も返せ

るということですので、万が一、少しぐらい医療制度とか、今回の新型コロナみたいな形で病院の経営に揺れがあったとしても、恒常的には運営ができるわけですから、企業ですから、そこは触れを吸収しながら経営ができますので、どこかの町みたいに巨大投資をして、それが町の財政破綻、町の破綻になるというようなことはあり得ないと。病院に関してはあり得ないと思っています。

現に野洲市の場合、学童保育も6年まで完璧にやっていますし、保育も、やはり発達支援の子どもさんたちがいるということで、拠点ごとに全て、公立保育園、幼稚園を設置しています。まだ、第3保育園と野洲幼稚園も現時点では子ども・子育て支援計画では、今期の計画の中で整備をしようとしておりますし、発達支援センターの整備、これはもう財政見込みを織り込んでいますし、コミセンの計画も見ておまして、病院だけやっているわけではなくて、今の財政を見ながら、そういった計画も織り込んでいるわけですので、病院によって町が破綻するよりは、病院が存在しなくなって、市民の方が医療サービスを受けられなくなったり、健康を阻害されたりすることのほうを懸念すべきだというふうに考えております。

もう一点、郊外でとおっしゃるんですけども、ここまで来ているものを今から郊外にやろうと思ったら、土地の選定、そして最低郊外の病院は1万5,000平米ぐらいの、1.5ヘクタールぐらいの土地がないと駄目だと言われております、今、想定しているような病院ですと。ですから、これもどういう病院の姿を描いておられるかによって違ってくるんですけども、今、想定している病院だったら1万5,000平米は土地が要ります、1.5ヘクタール。このまとまった土地で造成されている土地はないですから、市有地もありませんから。どこかの農地なり、山林を購入するということになりますと、用地買収費、造成費、結構造成費高いですから。あと1.5ヘクタールを造成しようと思うと排水対策が要りますから、その経費、そして道路とかアクセス経費が要ります。

そこにまだ病院を建てないといけませんから、今の案に誘導するために言っているわけではなくて、1万5,000平米の更地を用意する経費を考えたら、もっともお金がかかりますし、もうその間に今の病院がもたないと思っています。今、少し延びているだけでも本当に厳しい状況ですから、そこから話が始まっているのに、なぜわざわざ駅前に適地、そして医療関係者からは本当に評価をされています。

先般も評価委員会で、上本滋賀医科大学の新学長が、何も言ってくださいと言ってないのに、「医大としてもこの病院は重要な位置づけです」とはっきり言っていただきました。

もともと京都大学の教授、この4月から学長、何の入れ知恵も、お世辞を言ってくださいと言っていないのに、この駅前病院というのは医大にとっても重要ですよという評価をされている位置をやめて、郊外に持っていく必要がありません。私は個人的にも郊外病院だったら、八幡の郊外は野洲の郊外、守山市の郊外は野洲の郊外と言っていますから、あえて郊外に病院を造るんだったら、もうそもそも最初からこういう事業というのは必要でなかったと。駅前だから、有用性が高いということですので、今、整理して申し上げたように、郊外に今から造るということは、言うのは簡単ですけども、実現するのはかなり財政的にも時間的にも厳しい状況ではないかというふうに思います。

これだけ。これでお答えになっていると思いますので、終わっておきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 詳しく今述べていただきました。今の予定でいきますと2023年の開設と。このことに関しても病院建設を一日も早く望むという声、非常に今、大きな声です。この声に一日でも早い建設が前へ進むということにこれからも努力していただきたいということを述べて、この質問を終わらせていただきます。

それでは引き続きまして、第2点といたしまして、コロナ禍における都市計画税の課税見送りをというテーマで質問させていただきます。

野洲市では、令和3年4月から都市計画税が実施されることとなっています。そもそもこの都市計画税は市街化区域に住んでいる世帯にのみ課税するという不公平な税制であること、新たな新税を市民に課すことを当初短期間で求めるべきでないことも、さきの6月議会でも指摘してきたところです。

市民生活は消費税10%への増税だけでも、低所得者や年金生活者にとっては大変大きな負担となっていました。加えて、今日の新型コロナウイルス感染は、滋賀県でも再び感染が広がり、人数的には、先ほど野並議員も言いましたように、滋賀県全体で昨日現在で452名、野洲でも15名の方が陽性反応という結果が出ております。

このような中で、市民の方たちの生活への不安というのが増えています。今、収入減で、自営業者、非正規労働者及びパート勤務者など、先が見えない苦しみというのは耐え難いものとなっています。このような状況下で、さらに市街化区域に住む全ての世帯に都市計画税の課税とは、市民生活にトリプルの苦しみを与えることとなります。市民の暮らしを守る基本姿勢から、都市計画税の実施時期については、せめて延長方針へと市長の英断を求めるものです。市長のご見解を伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 工藤議員の都市計画税の、新型コロナウイルス感染状況を見て、延長というか、延期なのかな。延長と言うと、やっていることを延ばすことになりませうけども、いずれにしても課税するのを少し延ばしてはどうかというご提案についてですけども、これにつきましては、ご審議をいただいて、議決もいただいています。経費も使って、来年度から課税できるように制度設計等、事務手続を進めております。

確かに、新型コロナの感染状況によって、就労ですとか収入が厳しくなっていますが、それはそこへの給付とか支援でやるべきで、やはり税で決められたことを現時点で、これもこだわっているわけではないんですけども、政治の安定性といいますか、行政の安定性として、執行させていただくべきであるというふうに思っております。

それと雨水幹線の事業も進めていますし、児童の医療費の無償化もそれを前提にしておりまして、様々な制度設計が議決をいただいた後、動いておりますので、じゃ、それも全部止めてしまうのかとかという議論になっております。

やはり自治体というのは、もちろん国の補助金、交付金がありますけども、市民の方のご負担をいただいたお金で運営すべきものであって、先ほどの平和首長会と一緒に、だんだん少なくなってきた野洲市を今責めておられるんですけども、じゃ、野洲市に都市計画税の課税を少し延ばしてということだったら、県内の大津市からの話まで、JR琵琶湖線沿線の町は全て都市計画税が課税されていますけども。工藤議員の会派なり、流れの中で同じ提言をしてもらえるのか。野洲市にだけ都市計画税を、これまでもいただかないで、都市基盤整備をやってきたことにかかなりの負担がかかっている状況、この痛みがあるから健全に持っていこうとしているわけなのに、ここでもう一度止めるんだったら、せっかく伸びようとしている基盤整備が遅れることになります。

それと、今、決して状況は楽観はできませんけども、まだまだもっと厳しくなる可能性もあります。だから、現時点では私はこのまま制度を動かしていただくほうが、野洲市にとってはいいのではないかと思います。私が個人でいただくわけではないんですけども、遅れている安全とか基盤整備、あと公園のこともありますけども、そういったことを考えると、やはりいただくべきかと。

あとコミセンの防災機能を高めるしのはらコミセンも随分、非常階段までつけたり、シャワールームまでつけたり、育児のルームまでつけたりして、防災機能を高めました。今度、ぎおうコミセンに手をつけますし、順番にみかみ、きたのをやっていきますけども、

これも都市計画税の財源を入れるわけではないんですが、今まで一般財源で見ていたものを都市計画税の部分は、そこへ押し出して、生み出そうとしていますから、都市計画税を前提にした計画スキームが変わってきますので、今、新型コロナでその判断をする状況で私はないし、繰り返し申し上げますけれども、厳しければ給付とか補助とか支援で行っていくほうが妥当であるというふうに現時点では考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市長から答弁いただきましたけども、全体的にはここまでの都市計画税の議論という中で述べていただいたことと変わりはないというふうに判断はできません。

そこで、私たち日本共産党野洲市議団としては、当初から基本的にこの増税に当たる都市計画税、この導入には反対の主張という立場を取ってきました。この場で反対論を繰り返すつもりはありません。

しかしながら、先ほども述べましたし、市長も一部おっしゃっていただいているように、この都市計画税を議決した状況と今のこのコロナ問題を抱えた現況の違い、この違いからせめて来年の4月からの実施を延期するなりの話を、今、私は要請をしているところです。議決して導入を決定したこの時期と来年4月までの現況の変化があったということについては、市長のお考えは先ほど述べていただいたところから何か大きく変わりはありませんか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 先ほど申し上げたように、今、新型コロナの影響で就労とか所得が厳しい状況になっておられる方もかなりあるということからすれば、そこで都市計画税の負担を少し軽減するということが政策的にはあると思うんですが、そこは給付とか支援とか補助で支えるプラスのほうでやるほうが社会政策としては合理的だと思います。

消防の経費、これ、都市計画税の議論の中でも私申し上げたと思うんですが、野洲市の場合、市民、赤ちゃんからお年寄りまで1人1万1,000数百円か1万2,000円ぐらい毎年1人払っていただきまして、都市計画税は大体かかるところで普通のお宅ですと1万円前後だと思います、一定の年限がたっている土地建物ですと。1家で1万円ちょっと。1家で5万近く払っているんです。今、これをどうするのか。野洲市だけが、これ、合併以来のあれで、私は前からちょっと高いなと思っていたんですけども、またこれ、

皆さん方に詳しくは相談をさせていただこうと思っているんですけど、野洲市だけが2,000円ぐらい高いんですね、あとの3市よりも。これこそ問題でして、2,000円高かったら、4人家族だったら都市計画税分ぐらい高いので、この部分を、かなり議論、1回幹事者会では投げかけてあるので、今、事務レベルで結構いい約束をしておかれたので、高くなっています。

ちょっと合併したときの優遇措置のこともあって、そうなっているんですけども、今いただいている経費というのは、様々なものを、全体見ながら、本当に市民負担をどうしていくのか、受益と市民負担ですね。というようなことを考えていくべきだと思いますので、ここまでやってきて、お金を、ここまでやったから止められないというのではなしに、受益とといいますか、やめることによって、何が本当に得られるのかどうかというのとそこまで準備をしてきたことを今止めるほどのことになっているのかどうかというふうに思いますので、工藤議員なり、工藤議員の会派の方は確かにそうだと思いますし、ご意見は合っていると思いますが、私も課税をするのは自分の主張ではないんですけども、野洲市の並みの都市としての位置づけからすると、現時点でこれを延ばすことは妥当でないというふうに考えております。

本当に厳しければ、もっともっと給付とか支援で政策を必要な方に打っていききたいなというふうに思っています。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あまりこの中身を細かく言い出すと元へ戻って当初の議論になってしまいます。あまり中には入りたくないですけども、基本的にはこの都市計画税は課税される方にとっては増税であるということは間違いありません。

そこで気になるのは、先ほど市長の答弁の中でJR沿線の各市町で都市計画を実施されているところがこの都市計画税をコロナの問題から中断なり延期なり、そういったことをされているのかということをおっしゃるんですけども、このところは今まで過去、市長がこの議会で述べられている、あまり他がやっているから、自分ところもやらなあかんというようなこと、これに固執することはないというようなことを言われている割には他の市町のことをここでおっしゃいました。

それで、この都市計画税、私は中身についてはこれ以上申し上げませんが、市長としてまた野洲市としては市民に寄り添う姿勢、こういうことを基本に置いて、今、市政運営をされております。それならば、3年、来年の4月からの都市計画税、これは一度見

送るという検討をぜひともすべきだと、それが市街化区域に住んでおられる方の気持ちやということはもう一度、市長の考えをおっしゃっていただいて、都市計画税の課税対象者に本当に理解をしてもらえる、こういったことが来年4月までおっしゃっていただけないかどうか、そのことを最後に質問して、この問題を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも都市計画税が新たに創設されるということからすると増税ではあるんですけども、それによる安心とかサービスが供給されるわけですし、来年から少なくとも小学校3年生までは、まずは医療費が無料化になります。これは受益が出てきますし、これまで都市計画税で本来やるべきであった事業が都市計画税でやれるということで、例えば雨水幹線でも借金をしてやっていますから、これを都市計画税財源で充てれば、一般財源でやる財源が浮いてくるのを様々な市民サービスに回せますから、これ、増税ではあるんですけども、受益、サービス享受が目に見えて出てきますから、何か税金というのはどこかに持っていかれる、取られる、何か江戸時代の年貢みたいに、江戸時代の年貢でも受益はあったと思うんですけども、何かそういう、どこかへ行ってしまうと思っておられるんですけども、そうじゃなくて、市民の安心とかサービスに使われる財源であります。

平均して1万円前後のご負担ですけども、1万户を掛ければ1億円になります。これを原資にして、起債をしたり、交付税をもらったりしたら、何倍かの事業ができますので、今、野洲市でできていない様々な事業が都市サービスとして出てくると、こういうことになるので、一方的な損では私はないので、そこをご理解をぜひいただいて、今、重要なことをここでやっておくと、その財源で重要なことをやっておくというためには必要なことだと思いますし、いつまで延ばすのか、ずーっとこれ、景気がよくなるよくなると言われてながらよくなっていない。だから1年、2年というよりは、やはり展望して基盤整備をやっていく財源の安定性を持たせていくという観点で、思いを転換していただくほうが私は建設的だというふうに思います。

ここはどちらの方向見るかという違いであって、やめるほうが私としてもそれは喜ばれる方は多いと思いますよ。でも、町の在り方から考えると、やはり通常の都市自治体として制度化されているものをいただいた上で、市民サービスを充実していったほうが健全なまちづくりではないかなというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 次の質問に入る前に今の市長の答弁なのですが、私が反論したのは市長の今の最後のくだりの答弁でいけばですよ、市のほうで何かをこれからまたやっっていく中でお金が、市の財政苦しいからということと言われて、またそしたら市民のほうに新しい税金でもつくるのか、また都市計画税のこの税金の率を上げるのか、何かそういった考えに陥りやすいのではないかというふうに思っております。

このことについてはこれで終わらせていただきまして、3点目に移らせていただきます。

3点目につきましては、交通安全対策について質問させていただきます。

先月の7月19日日曜日、昼におきまして、アル・プラ前、三差路で発生しました交通死亡事故に関する問題点と対策を中心に質問をさせていただきます。県内の交通事故発生状況におきましては、人身事故は7月末現在1,538件、25人の方が亡くなられておられます。守山警察署管内での交通死亡事故は4件、うち3件は野洲市で発生し、6月5日、虫生の県道で40代男性、6月24日、菖蒲の県道で60代男性、そして7月19日、アル・プラ前で高校3年生と計3名の尊い命が奪われています。亡くなられた方のご冥福を心よりお祈りいたしまして、質問に移ります。

1つとして、行政の交通安全計画の目標、①として、年間の交通事故死亡者数ゼロを目指す、2点目、年間の交通事故発生件数を240件以下にすることを目指すとありますが、今日までこの目標に対する施策の実績と今後の計画を問います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは市民部から、第1点目の交通安全計画の目標に対する施策実績と今後の計画についてのご質問にお答えいたします。

第10次野洲市交通安全計画では、計画期間を平成28年度から令和2年度の5年間とし、1、1年間の交通事故死亡者数ゼロを目指す、2、年間の交通事故発生件数を240件以下とすることを目指すという目標を設定し、各種施策を実施してまいりました。

令和元年度では、地元自治会や地域住民、学校等の提言や要望を反映した道路環境の整備といたしまして、市内における横断歩道のグリーンベルト化や信号機移設に伴う交差点の改良、市の関係課及び学校や警察等の関係機関との合同での通学路の安全点検の実施、国道や県道における道路管理者への道路環境の改善の要請として、北野小学校前及び三上小学校前の交差点への防護柵設置の実現、各自治会や地域住民の意向を反映した警察への交通規制等の要望、市内小学校や若年者及び高齢者を対象とした交通安全教室の実施等のハード、ソフト両面での施策を実施しています。

目標に対する結果といたしましては、交通事故死亡者数については、いずれの年も1名以上の死亡者が出ているため、残念ながら目標とする死亡者ゼロには至っておりません。一方、年間の交通事故発生件数につきましては、令和元年では99件と右肩下がりで減少しており、またいずれの年も240件を下回っており、令和2年度も目標を達成する見込みでございます。

今後につきましては、令和3年度に次の第11次野洲市交通安全計画を策定する予定であり、これまでの経過や実績を踏まえた計画を策定し、各種施策を進めてまいりたいと思います。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 内容について詳しく述べていただきました。

2点目も同じような内容で聞いているわけですが、改めまして、今年7月までの交通事故の発生状況、この状況を人身事故とその他に分けて、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、2点目の本年7月末までの交通事故発生状況についてのご質問にお答えします。

市内における本年1月から7月末までの交通事故、人身事故でございます、の発生状況は、発生件数が61件、死亡者数は3人、傷者数、けが人ですね、73名となっております。人身事故を含まない物損事故につきましては、7月末までに発生件数が698件となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 詳しいことは、次の3点目の中でちょっと答弁をお願いしたいと思いますので、3点目の質問に移ります。

滋賀県警は費用削減や円滑な交通のためとあって、交通量が少なく、必要性が低下した信号機を撤去し、交通量の多い交差点へ移設をする方針から、野洲市でも移設が実施されました。このことに関しまして、行政としての基本的な考え、受け止め方をお聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、3点目の滋賀県警が行う信号機撤去及び移設に関して、行政としての基本的な考えについてのご質問にお答えします。

このことにつきましては、野洲市では、平成30年度から令和元年度にかけて、必要性が低下した信号機や耐用年数が経過した信号機、計6か所を撤去するとともに、そのうち八夫東の信号機は交通量が多い市道市三宅小南線と市道北口線の交差点へ移設し、一定の効果を得たと考えております。

今後につきましては、撤去箇所や移設箇所の交通量や周辺の状況及び安全の確保等を検討し、その必要性や効果等も含め、検討をしていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 市の今の答え方ですけども、そもそも入ってしまいますが、今、6か所を予定ということをおっしゃいましたですわね。違いましたかね。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 6か所というのは予定ではなくて、撤去した箇所数です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 失礼いたしました。ここまでそうしましたら撤去の実績は6か所ということをおっしゃいました。前も一度議論になったかと思えますけども、なぜもともと危険だということの要請の中で設置された信号機、これが今さらほかのことを考えて、いろいろ鑑みて、もっと危険な所に撤去する、これが妥当だというような考え方に変わるのか、当初、要請をされて、地元の方が要請されたかと思うんですけども、その要請で信号機等も設置されたかと思えます。その考え方からいきますと、今の答弁の仕方、これは市だけと違います。滋賀県警の資料の中の考え方、同様の考え方の、今、回答いただきました。そもそも、その考え方そのものがおかしいのではないのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 実際に撤去した箇所の事故数、そして撤去後に信号機を設置された場所の事故数を調べてみました。今、最初に申し上げた撤去したところの事故死者数は、さっきの八夫のところでは撤去した後も事故は起きておりません。逆に、移設した後の部分につきましては、年大体1件程度事故は起きていましたが、撤去して以降、事故が1件もなくなりました。

本来は、議員がおっしゃるのには、それは前のやつをそのまま残しておいて、もともと

必要性があったのだから、そこに残しておいて、新しく要望すべきではないかというお話だとは思いますが、信号機の設置等々につきましては、当然ご存じのとおり、県公安委員会の所管となっており、そこでの予算とか、そういうなんもありますので、いち早く、より危険なところに適切に信号機を配置して、市民の安全を守るのも行政の責務でございますので、その辺りを勘案しまして、今回の体制となったところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 担当者としては、それ以上のことは多分回答できないかとは思いますが、しかしながらも、基本的には、今、市内各所にある信号機、これは地元からの危険要請、こういったことに応えられて、また県警のほうにも要請され、そういったことで信号機が設置されているはずなんです。ですから、基本的にはよほどその近辺の人口状況、それから人の往来、こういったことが大きく変わってれば、そういったことの検討も必要かとは思いますが、県の基本的考え方に何か沿っていくというような方向で今後取り組まれるということについては、十分検討を加えた上での考えを持っていただきたいと思えます。

それで、今回質問の大きな項目として、次の4点目なんですが、先ほど申しました7月19日にアル・プラ前での三差路で死亡事故が発生しました。この三差路については、非常に危険な三差路であるということは市のほうも耳にされているかと思えます。このことにつきまして、県警のほうへも、口頭かと思えますけど、要望がされたというふうに推察しますが、この件についての経過をお伺いしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、4点目のアル・プラ前三差路、県道野洲停車場線と市道中畑小篠原線交差点ですが、に関する県警への要望の経過について、ご質問にお答えいたします。

本市では、平成16年度から毎年度、当該交差点へ信号機設置要望を滋賀県警察へ実施しておるところでございます。しかしながら、滋賀県警察からは、県内全体における信号機設置要望が多く、既設道路への信号機設置は予算的にも極めて厳しい状況にあることや当該交差点は隣接する信号機から約130メートルと距離が近い、これについては、信号機の設置基準というのが警察署から出ていまして、そちらのほうの関係等から当該交差点での信号機設置は困難である旨の説明を受けているところです。

しかしながら、本年7月に当該交差点での死亡事故が発生したことを受け、再度、滋賀

県警察へ要望したところでございます。

今後も引き続き、当該交差点における早期の信号機設置の実現に向け、強く要望活動を実施するとともに、ドライバーの安全運転意識を高揚させる街頭啓発やメール及びホームページ等での交通安全に関する情報発信を行っていきたいと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） 今の回答、強く要望していただけるという回答をいただきました。

それで皆さんのほうに資料として、私は今回、3ページにわたって写真の資料を出しました。残念ながら白黒で少し分かりにくいかと思いますが、今、映していただいているのがこの事故があって、1時間後の撮影を私がしたところです。バイクが映っています。ここの交差点の危険性の問題について、これから質問させていただきます。

信号機の設置というのが一番私は危険防止になるのではないかと考えております。しかしながら、この信号機が設置されるという結論まではすぐに至るとも考えていません。ただ、申し上げたいのは、先ほど、近くの信号から130メートルしか離れていないということをおっしゃいました。この信号機の設置は確かに150メートル以上離れていなければならないという規定もございます。しかし、1つの考え方といたしまして、新幹線下の信号から確かに130メートルほどです。ここの交差点とアル・プラ前の三差路を1つ大きな交差点として考えるということで信号機を設置されて、連動するというような考え方もあり得るということも実はお聞きしております。これが今の野洲市で、ここの場所で適用されるかどうかは別です。ですから、こういった150メートルに達しなくても、要望としては強くこの問題を言っていただきたい。

それで、用意しましたパネルですが、映していただけますでしょうか。ここの三差路のところ、簡単な漫画の絵で示しているところです。少し細かいので、分かりにくいと思いますが、ここにまず信号をつけていただきたいということでこの絵を描いているところです。この絵の三差路で、縦に私、小さいセンターラインのところから右折をしようとしている車、ここには3台ほどしか描いていませんが、この右折車が現実的には4台、5台とあの場所に止まる時間帯もございます。これが大型車もしくはワンボックスカー等がここに止まっている場合、この横を通り抜け、駅側から国道へ向かう直進車、この方々が、示しています、ここの横断歩道、アル・プラ側から、この交差点を渡ろうとして人がそこに

いまして、実際、渡りかけている人がいるのに、直進者からは全くそれが見えません。そのために、今、信号がないわけですが、この解決をするまでに1つの方策として提案をしたいんですが、これは多分自治会からも要請が出ていたかと思います。

現在の横断歩道が場所的に逆ではないかという考え方なんです。今の場所から今回下に描いていますように、片方へ移してしまう。なぜかといいますと、右折車がいるのにそこを渡ろうとしている人が全く見えないような状況を解消するために、1つの信号機設置までの案として、こういったことができるのではないかと。これを実現するには、お金がそんなにかかるわけでもございません。こうすることによって、ある人は渡る人が買物をするために2回、3回と渡らなければならないから不便やない、そんなことはないです。交通安全ということで、人の命を守ることからすれば、この歩道を移設するということが危険度は低くなります。お分かりいただけますでしょうか。

ここ、信号機はないので、歩道を一部変更すれば、右折車とそこを渡ろうとする人との位置が完全に離れてしまいます。そういったことで、この歩道の改善というものを求めていきたいんですが、このことに関しての考え方はいかがでしょう。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員ご指摘の内容につきましては、うちの担当者と警察の担当者で一度お話をさせていただきたいと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ここまでこの問題について、特にこの歩道については自治会からの要請はなかったのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 平成16年から信号機については、もともと要望がありましたが、私の聞いている範囲ではその部分は聞いてはおりません。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） もう一つ、この場所、皆さんの資料にもありますように、横断歩道を朝8時前に小学生が渡っている写真です。これは最近の写真ですが、この信号のないところを子どもたちが渡っています。右折車が止まっているかと思います。ここで歩道の関係で子どもたちが分かるわけですが、今、コロナの問題もあるのか分かりませんが、特にそこを、安全を守っていただく交通指導者といいますか、そういった方も今はおられない。ご父兄の方が1人自転車で付き添っておられたということなんです。

こういう危険な三差路であることをぜひ理解してほしいと思います。

そこで、ここを小学生が渡る交差点のそれぞれのたまり……。もう少し大きくしていただきますでしょうか、今、自転車の方が止まっているところ、そこで一旦車が通過しているときは子どもさんや歩行者の方が立ち止まられます。また、反対側、看板が立っている、そこにも同じように一度人が止まられるわけです。今回、事故を示しているように、写真にはこの歩道のところ近くまでヘルメットも飛んでいます。先ほど、ガードの問題をおっしゃいましたが、ガードの計画はこの場所にはされないのか。もし、されていなかったら、今後、検討をお願いしたいわけですが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） すみません。ちょっと、もう一度。よく見えなかったので、ごめんなさい。そのガードの整備のことを。

○13番（工藤義明君） そうです。

○市民部長（長尾健治君） 県道でございますので、必要とあれば当然県のほうには要望をしていく形にはなると思います。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） あまり理解をしてもらってないような気がするんですけど、カラー写真で示します。今回のバイク事故によって、ヘルメットがそのコーナーまで飛んでいるんです。実際、このヘルメットだけですので、何か大きな問題はなさそうに見えます。しかし、この事故の具合によっては、この交差点で似たような事故、車同士とかバイク同士とか、こういった事故が発生すれば、そこに横断歩道を渡ろうとする人に直接物がぶつかっていくという危険性が非常に高いのが今回の事故で示されたところなんです。

それで、今後はこのガードの問題に検討を加えていただくということを申し上げまして、時間がありませんので、最後のところへ移らせていただきます。

教育長にお伺いしたいんですけども、一部は先ほど部長のほうからもありましたが、教育現場での交通安全問題を過去にも質問した方がおられて、その中でも回答をいただきました。教育はしているということもおっしゃっていたんですが、特に自転車で通学されている中学生の皆さんが一部は確かに交通安全ということでルールを守っておられますが、まだまだ二重三重で通学されている、この子どもさんたちが車が後ろから来ているんだけど、最近のハイブリッドとかで車のエンジンの音があまり聞こえないために、なかなかどいてくれないというのが現状です。こういった点で、教育の現場でのマナーの教育、今

の実態とお聞きしたいというふうに思います。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） 工藤議員の5点目の教育現場での交通安全教育の実態についてお答えいたします。

まず、交通安全教育全般につきましては、校園とも守山警察署の署員さんに来ていただいて、ゲストティーチャーでお話をいただいたりとか、あるいは現地指導等を行っていただいております。子どもたちの発達段階に合わせて、決して中学生だけではなく、やっぱり小さい頃から交通安全のルールを徹底するということが大切ですので、自分の命は自分で守るという、そういうことを中心に指導をしております。

とりわけお話のように、自転車につきましては、小中学生の交通事故のほとんどが自転車絡みということです。昨年度1年間で小中学生の交通事故は27件ありましたが、そのうちの26件が自転車に関係する子どもたちの事故ということでございました。そういう意味で特に自転車の乗り方等につきましては、力を入れているところでございます。

具体的には、次の3点。1つ目は、交通ルールの遵守、それから危険予知能力の育成、それからもう一つは自転車安全利用五則というのがありまして、左側通行とか2人乗りは駄目だとかというようなことなんですけども、こういうことを大切にしながら、粘り強く安全教育を行っているところです。

次に、小中学校別に申し上げますと、小学校では野洲市給与所得者の会の協力を得て、毎年1校ずつですが、自転車安全教室というのを行っています。運動場に道路の線を引いて、本物のような信号機を設置したり、あるいは障がい物を置いて、そこの横をちょっとはみ出して移動したりというので、これは警察官にも来ていただいて、一旦停止の仕方あるとか、あるいは左右確認、あるいは発進とか停止の仕方とか、踏切の渡り方なんかを子どもたち一人ひとりが自転車に乗って、順番に指導を受けています。

それから、残念ながら今年はコロナの関係でできておりませんが、こういうなんをこれからも徹底していきたいというふうに思っています。

それから、自転車通学が始まるのが中学校ですので、3中学校とも1年生を対象に自転車の安全な乗り方については本当に丁寧に指導を行っています。また、自転車の整備不良等の点検についても、先生方を中心にそういうふうなんを行って、子どもたちの安全に努めているところでございます。

それから一方、保護者さんに対しましても、子どもたちの安全教育の支援をお願いする

とか、あるいは今年10月に義務化されますけども、自転車保険への加入を勧めたりとか、そういうふうな形で啓発を行っています。

いずれにしましても、子どもたちのマナー等、粘り強く、学校としましてもやっているんですけども、地域の皆さんとともに声かけをいただいたりとかしながら続けていくというのを粘り強く行って、交通安全に努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員。

○13番（工藤義明君） ありがとうございます。最後にちょっと1点だけ。聞きたいと思ったものを答えていただいたんですけども、自転車保険の加入に関してですが、義務化されるということですが、これはもしその保険に入っているというシールか何かを自転車に貼ってなければ、その子は登校できないようなことをされるのかどうかを最後にお聞きして、終わります。

○議長（岩井智恵子君） 教育長。

○教育長（西村 健君） まだ正式な義務化にはなっていないので、そこまで厳しくはやっていますが、今のところ進めている状況ですが、事故等で事故報告が入ってきた中では、ほぼ全てというんですか、ほぼ保険には入っていただいているという状況です。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 工藤議員、よろしいですか。

○13番（工藤義明君） これからも十分その自転車の問題は取り扱っていただきたいと思います。特に自転車で歩行者とぶつかって、大きな損害といいますか、重要な損害が自転車の側にも課せられるということがたびたび報道もされています。その点、よろしくお願いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩をいたします。再開を午後1時からといたします。よろしく申し上げます。

（午前11時58分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第3号、第11番、山本剛議員。

○11番（山本 剛君） 第11番、山本剛です。

私は新型コロナウイルス感染拡大と人権侵害防止について質問をいたします。

現在、新型コロナウイルス、CVID-19の感染拡大が世界規模で起こり、私たちの生活にも大きな影響を及ぼしております。いまだに感染拡大の勢いは衰えず、第2波というとも言われております。

8月24日現在で世界の感染者数は2,327万人、亡くなった人は80万人と報道されました。これは前回私が一般質問をしたときのデータ、6月1日現在で世界の感染者数は607万人超え、亡くなった方々は37万人近いということからしても大幅に増えていることが分かります。日本においては、8月21日現在で感染者数が6万2,500人を超え、亡くなった方が1,181人となっています。滋賀県においても感染者数は8月21日現在で391人、亡くなった方が4人おられます。亡くなった方々のご冥福をお祈りするとともに、現在治療中の方の一日も早い回復をお祈り申し上げるところでございます。

緊急事態宣言が今年4月7日に出され、私たちの生活は激変、それが5月25日に解除されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は終息せず、事態はむしろ悪化していると言えます。感染者数の増加については、先ほど述べたとおりです。

新型コロナウイルスの感染拡大により、今までにないことが多く起こってきたことについては、前回の一般質問で申し上げたとおりであります。マスクの高騰と品不足が問題となり、国からマスクが配布されるようになりました。消毒薬も不足した時期もあったと聞いています。不要不急な外出の自粛、そして3密（密集、密接、密閉）を避けるために公的施設、例えば図書館やホール、体育館などの臨時休館も行われたのは皆さんご存じのとおりです。民間の飲食店なども来客が激減し、持ち帰りの弁当販売などをされているところも多くあります。そして、非正規労働者をはじめ、正規で働いていた人で職を失った人も多くいます。収入が激減した人も多くおります。コロナ禍で生活困窮者が増加をしているということでもあります。

そうした事態に対して国や県、そして野洲市においても支援や救済のための様々な取組がなされ、一定の効果が上がっていると思います。また、3密の密集、密接を避けるということでソーシャルディスタンス、公的施設などの座席で一定の距離を空ける、スーパーなどのレジでも客が一定の距離を取って並ぶということももう普通になされています。その影響で、団体などにおいても総会やイベントの中止が続出しています。総会などについては書面議決が増えています。

子どもたちも影響を受けています。学校の休校とそれに伴うプリントやウェブによる学習が一般化しました。しかし、やはり子どもにとっては学校に行くことが大切です。友達

と出会い、一緒に学び、遊ぶ時間が新型コロナウイルスの感染拡大の影響により奪われてしまいました。休校の影響により夏休みも短縮されました。

また、働き方についても変化が起こったのも皆さんご承知のとおりです。在宅勤務、いわゆるテレワークが増えました。会議についてもウェブによる会議を広げました。

このように様々な変化の下、新型コロナウイルスの感染拡大に関して、人権侵害が出てきています。感染者やその家族への中傷や忌避、医療従事者とその家族への排除や宅配業者への暴言など、ひどい人権侵害が起こっています。また、ヨーロッパにおいては、アジア系の人々への暴行なども起こったのも事実です。

前回の一般質問でも言いましたが、新しい病気が出てくると残念なことに人権侵害や差別が起こってきます。過去の例を見るとハンセン病はその典型と言えますし、感染者とその家族に対してはすさまじい人権侵害がありました。ハンセン病の場合、感染者の家族は今も差別を恐れて生活されています。H I V、エイズについても感染者への予断や偏見が今も続いています。また、B S EやO 1 5 7のときもそうでした。O 1 5 7は、ご記憶の方のあろうかと思いますが、堺市の市民というだけで、予約していたホテルや旅館などから予約を断られる、あるいは学生がアルバイトを不採用になるなどの事件起こりましたが、そのことにとどまらず、今回のコロナ禍でも私が危惧したことが現実のこととなってしまいました。

青森県で東京から帰省した男性宅の玄関に次のようなビラが置かれていました。「何でこの時期に東京から来るのですか。知事がテレビで言っているんでしょうが。知ってるのかよ。いい年して何を考えているんですか。この通りは小さい子もいるのです。そして、高齢者もです。さっさと帰ってください。みんなの迷惑になります。安全だと言い切れませんか」。このようなビラが置かれていたということでもあります。ちなみに、この男性はP C R検査も受けていて、結果は陰性でありました。

この事件は典型ですが、各地で似たようなことが起こっているのも事実です。そのことに対していろいろな取組は各地でなされています。三重県鳥羽市では「S T O P !! コロナ差別 善意のあなたのその行動、差別につながります」と呼びかけたチラシを作成し、市の窓口や市内の観光、商業施設などに配布し、注意喚起をしています。嫌がらせを防止しようと差別や犯罪行為をしないよう呼びかけるチラシを全戸配布しました。

また、女川町ではお盆休みで帰省した人や県外ナンバーの車に対する誹謗中傷と嫌がらせを防止しようと、差別や犯罪行為をしないよう呼びかけるチラシを全戸配布しました。

また、最近では、天理大学でクラスターが発生したことを受け、天理大学の学生ということで教育実習やアルバイトを断られるという事態も起こっています。

また、現実の世界だけでなく、ネット上のコロナ差別もすさまじいものがあります。フェイスブックやLINEなどのSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が差別を広めるのに使われることもあります。新型コロナウイルスの感染拡大による影響で自粛生活を送る中で、不要不急の外出自粛、そこで多くの人々が家にいて、SNSで友人、知人などと連絡を取っていたことと思います。新型コロナウイルスの感染拡大により、そのことが話題となる、場合によっては、感染者が出た場合、その詮索にSNSが使われることもあります。

前回の一般質問でも述べたように、HIV、エイズや感染症については、近年、啓発が進められ、人権意識の一定の向上が見られたと感じています。野洲市のホームページには、新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について、以下の記載があります。これは前回でも述べましたけれども、今回もちょっと読ませていただきます。

新型コロナウイルス感染症に関連して感染した方やその家族などに対して、誤った情報に基づく不当な差別、偏見、いじめ等があってはなりません。不確かな情報に惑わされて、人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をお願いします。

このようにホームページを使っての啓発も1つの手法だと思いますし、全国でも多くの自治体がホームページを使って、コロナ差別をなくそうとする取組を行っています。

そこで、以下の点について質問をいたします。

まず、第1点目であります。コロナ差別が起こっているのはなぜかお尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 山本議員の新型コロナウイルス感染症に関する差別、あるいは人権侵害のご質問にお答えします。

実態は、今おっしゃったようなことだと思うんですが、私になぜと聞かれても専門家ではないんですが、ご質問の中で触れられたように、江戸時代とか封建社会なら、これは身分があったりですけど、今の現代の人権が平等、対等な社会で差別が起こるといのは、やはり不安とか不信感が原因です。その根底には、これも今触れられたように、正確な情報がないからということなので、特に新型コロナの場合は一度感染が広がって収まったようでありながら、また今、新しい波が来ていますから、たくさんの方が不安を持っておられる、かつ感染していても症状に表れないということからすると不信感が起こる、そこが

原因だと思しますので、心理的な要因もあってなかなか難しいんですが、できるだけ正確な情報を提供していくことによって、不安とか不信感を起こさないようにして、差別、人権侵害にならないようにということが大事ななというふうに思います。

それと新型コロナウイルスの影響というのは、健康被害は当然なんですけども、生活、就労、教育、子育て支援、そして大きくは景気、景況まで及ぶということがありますので、そういったあらゆるところからの施策が大事だというふうに考えています。

野洲市も感染の動きがあった早い段階で、多分県内では県より早く本部を立ち上げました。これも、やはり正確な情報をできるだけ市民の皆さんにお伝えするとともに、市としては、本部を立ち上げて対応していますよということをもって安心していただくということが狙いでありましたし、あと学校の一斉休業、休暇も検討して、従いつつ、やはり社会、経済的な影響、生活の影響を考えて、必要な方には受け入れるということで、他の町はどうしてもやむを得ないことを証明してもらった方だけを受け入れるということだったんですけども、一切それをなくして、必要な方にはお受けする、逆に心配のご家庭は登校させないでいただいて結構ですよという対応をしたのもそういうことですし、あと4月当初から、庁内で案を練って、できるだけ早く生活の厳しい方に現金を福祉型でお渡ししようという、これ、かなり積極的に考えた施策なんですけども、これも広く言えば不安を取り除いて、差別をなくそうという取組でした。

最後にもう一つ大事なことは、日頃の、やはり町の健全さが問われてくるんだろうと思います。おかげで人権の取組とか様々な取組で、野洲の町が健全な町に発展していったということもあって、個々にはまだ問題があるかも分かりませんが、県外ナンバーに石を投げかけたりとか、今、事例を挙げられたようなことが起こっていないのは、日頃の健全な町の在り方がそういうところになってきているので、ですから、一概に全国の他の町とかを捉まえて、どうのこうのというよりは、着実に足元を見ながら、必要な情報提供と対応を行っていけば、いいのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいた中で、私も同じようなことも思ったんですけども、不安という部分ですね。心理的な部分なんですけど。不安というのは、やっぱり大きい、今回の新型コロナの場合。その部分が要因となって様々な人権侵害等が起こっておるということが言えますし、そういった面でいうと、主張した点、正確な情報、正しく

知るといふことですね。それは、やっぱり私どもの不安を取り除く上で大事かなというふうに思います。

午前中の質問された方への答弁の中で、総務部長が啓発の部分で、これからの啓発のパネル等も作っていくというようなこともおっしゃったので、そういった部分もお力を入れていただけたらなというふうに思います。

それから、県外ナンバーのことをちょっとおっしゃったので、私も思い出したんですけども、市内、野洲市をちょっと走っていて、私もびっくりしたことあるんですけども、まず他府県ナンバーの車と擦れ違ったんですけども、かなり遠い県のナンバーでした。この車の前のところに「滋賀県内在住者です」というステッカーが貼ってありまして、ちょっとびっくりしたんですね。擦れ違って、バックミラーで確認したら、その車の後ろにも同じそのステッカーが貼られていて、市長がおっしゃったような、ほかのところでは起こっているような、車自体に何かその危害を加えられるとかというようなことまでは、野洲市では起こっていないと思うんですけども、言ったら、その自衛策といいますか、そういうことを恐れて、そういうステッカーを貼られているんやなということでもちょっと驚いたと記憶があるんですけども、これもまだ割と最近の話であります。

それから、先ほどもちょっと午前中もおっしゃった方もあったかと思うんですけども、感染者に対する詮索というのは結構ありますね。それをちょっと私も何人かからも聞いているんですけども、うわさが何か錯綜をしたり、昔のように口コミだけではなしに、先ほど言ったように、いや、そのSNSを使ってそれが広められる、そういうようなことも、やっぱりそれは野洲市内でもちょっと残念ながら起こっているなど。そういった部分も、先ほどおっしゃったようなその啓発の部分で払拭をしていっていただきたいなど。

やっぱり、町の健全さというような部分でいいますと、やっぱり人権なり、環境なりというのがその土台にあって、暮らしもきちんと守られている。それが、町の健全さという部分であると思いますし、それ、市長がおっしゃった就労というような部分にも結びついていると思いますし、そのことがひいては景気という部分にも関連をしているのではないかなというふうに思います。

今、市長がおっしゃったように、専門家ではないと言いながら、的確なお答えをいただいたなというふうに思っておりますので、まずは、やっぱり不安を取り除くような啓発、そのことに、より力を入れていっていただきたいなというふうに考えております。

それでは、次の質問、2点目の質問に移らせていただきます。

コロナ差別と従来の差別、例えば部落差別や障がい者差別などとは無関係か、お尋ねをいたします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 障がい者の方への差別とか部落差別と無関係かどうかという話なんですけども、合理的な根拠がないのに差別がされるということからすると同じことでして、理由があっても差別しては駄目なんですけども、理由なき差別という点では、今回の新型コロナウイルスの感染も、感染してない人を差別する、あるいはその恐れで差別するということからすると、根底は一緒だと考えます。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今おっしゃったように、合理的な理由なき差別という部分で、おっしゃったように理由があっても差別は当然してはいけないというのは、私も同じ考えであります。

私が思っておりますのは、コロナ差別はいきなりぽこんと起こってきたというよりも、コロナ差別が起こってくるような状況が、残念ながらまだまだ私たちの生活の中で残っているのではないかなど。その状況の中にコロナが出てきた。それと、今までの差別意識なり、偏見なりとコロナがひっついたというふうに見るのが妥当ではないかなというふうに考えております。

いずれにしましても、いかなるその差別も許されるものでありませんし、やはり人権というのは普遍的なものでありますので、今後も人権尊重、人権啓発の取組を継続して、充実をしていっていただきたいなというふうに思います。

それでは、次、3点目の質問に移らせていただきますけれども、3点目の質問の中で私が誤認をしておった部分でありますので、ちょっと訂正をお願いしたいなと思います。

括弧の中で、名古屋市に始まって、長崎県までこう書いておるんですけども、名古屋市は条例制定をされております。それから、東京都も条例制定がされております。それから、むつ市と愛知県、これ、私はここで条例制定しているというふうに書いたんですけども、これは条例制定を検討しているということで、この9月議会で条例が制定されるということですので、ちょっとその分の訂正をお願いしたいということでもあります。

それから、鳥取県と岩手県につきましては、これはネット上の罹患者等への差別や誹謗中傷に関して、被害者への支援をする仕組みをつくっているということで、これは条例というよりも被害者の救済のシステムをつくっているということでもあります。

それから、長崎県につきましては、新型コロナ差別等の相談窓口の設置と弁護士らによる支援体制の整備をしているという、これもシステムの部分でありますので、ちょっとその点、訂正をお願いしたいと思います。

それで、質問のほうに移っていきますけれども、新型コロナに関して条例を制定している自治体があるが、野洲市として、新型コロナ差別に関する条例制定を検討する意思はあるか、伺います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 山本議員の新型コロナウイルス感染症に関しての人権侵害、差別を防ぐための条例制定のお問い合わせですけれども、否定はしませんけれども、条例で何が防げるのか。ですから、新型コロナウイルスの感染防止という、健康、医療の面もさることながら、先ほど申し上げましたように、様々な生活での不安であるとか支障であるとか子育て支援とか、あらゆるところで手だてを打っていくことによって、不安を解消するとともに、正確な情報を提供するということが大事でして、新型コロナウイルス感染者に差別をしないでおきましょうとか、何かそういうもので済むものでは私は全くないと思っています。

病気と一緒に言うと、誤解がありますけれども、語弊がありますが、薬だけ売っていたらいいわけではなくて、体力を醸成しない限り、病気は治癒をしないのと一緒に、ですから、私はあまり関心がないので、その条例を見てませんけれども、差別防止の条例、人権擁護の条例をつくるのであれば、あらゆる施策、生活支援から事業支援から雇用対策まで、新型コロナの対応の中でやるんだったら別ですけれども、山本議員がお問い合わせでお答えしましたように、差別の仕組みは変わっていないわけですから、野洲市は立派な人権尊重のまちづくりの条例がありますから、その中で対応していったらいいというふうに私は思います。本当にそれよりは総合的な施策をきめ細かく打っていくことが大事だと思っています。

それと不安が駄目じゃなしに、不安はこれは必要な感情というか、思いでして、危険に対して不安を感じて、どう行動するのか。そのときに正確な情報があって判断をして、的確な行動に移すのか。逆に情報がないから、差別とか……。あんまり生産的ではないですね。差別したところで感染が防げるわけではないのに、そちらへ流れるのか。これが一番の分かれ目ですから、そういうことができるような条例だったらいいんですけれども、多分そんな条例なんてできないと思いますから、そういった面からも、条例制定については、申し訳ないんですが、あまり有効性がないのかなというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 山本議員。

○11番（山本 剛君） 今お答えいただいた分、確かに、今、市長おっしゃるように、条例よりも、ほかに実効的な施策を打つほうが大事だと、その部分は私も同じ考えでありまして、それプラス条例ということをおはちょっと申し上げたんですけれども、まだまだ全国の自治体の中で、私も全て把握をしているわけではないんですけども、この通告書を出した時点では、多分、今挙げた自治体ぐらいかなということ、まだまだ少ないですし、市長もちょっとおっしゃったように、実効的な部分を盛り込んでいる条例よりも、やはりいわゆる宣言的な部分をうたっている条例のほうが多いと。これはちょっと私も見てみたんですけども、そういうことでありました。

これは啓発という部分でいいますと、一定の、やっぱり効果があるであろうし、そういうことも考えて条例制定を、これらの自治体はつくられたのかなというふうに思っております。

今おっしゃったように、不安を持つというのは何かあった場合、コロナに限らず、何か自分が今まで遭遇したようなことのないことに遭遇したという場合に不安を持つというのは自然な心理でありますし、市長がおっしゃいましたように、その不安を持ったときにどういうふうに対応、行動するかが大事であって、おっしゃるように、差別をしてもその不安が拭い去られるわけでも状況が変わるわけでもないのに差別をしてしまうという、その誤った心理を変えていくのは、やっぱり啓発であったり、教育であったりという部分でありますので、そういった部分について力を入れていっていただきたいということを重ねてお願いしておきたいというふうに思いますし、市長はちょっと今のところ条例よりも実効的な施策のほうに力を入れたいという部分、その分はその部分で非常に大事なことだというふうに思いますし、啓発という部分で条例制定ということも、これ、コロナが今後どうなるかもちょっとまだ分かりませんので、そういった状況等も見ながら、継続審議ぐらいに考えていただけたらなというふうに思っております。

その点、よろしくお願いをいたしまして、私からの質問は終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第4号、第8番、矢野隆行議員。

○8番（矢野隆行君） 第8番、矢野隆行でございます。

今回、3点にわたって質問させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

まず、初めでありますけれども、山仲市長に対しまして、3期12年目の実績について

ちょっとお伺いさせていただきたいと思います。

これ、代表質問でもお伺いしていましたが、野洲市におきましては、山仲市長の下で、2020年度施政方針、2019年の補正予算案におきましても、みんなが住みたい、住み続けたいと実感ができる町を取り上げまして、実現に向けて確実に施策を進めてこられております。

そんな中で、三上こども園の整備、全小中学校の情報通信技術、ICTを活用した授業の開始、また中主小学校の整備、これまた変更にはなりますけれども、進んでおります。北中の学校整備、空き家対策、市民病院整備事業、さらにはクリーンセンターの余熱施設が今開業して反響を呼んでいるところでございます。さらには市民が喜んでおられますコミュニティバスの拡充に向けて整備が進んでおります。また、国道8号線野洲栗東バイパス、さらには湖南幹線整備の推進、また一番野洲市で根幹でありました雨水幹線の整備事業の推進等が一段と進み、子育て支援、教育、市民生活、交通、防災における諸課題の解決に向けて、今、取り組まれてきておられるところでございます。

本年におきましては、12年目の最後の定例会にもなるわけでございますので、これまでの実績について、何点かお伺いさせていただきます。

まず1番目でございますけれども、行政の根幹であります財政面につきまして、これまでの12年間で取り組まれました政策実績をお伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の12年間の実績を例に挙げてご紹介いただいた上でのご質問をいただきました。

まず、財政面での実績でありますけれども、私が市政を預かったのは平成20年の後半からでありまして、ご承知のように、リーマン・ショックが起こった直後でありました。リーマン・ショックによる税収減という大きな、厳しい状況でもあったんですが、客観的に申し上げますと、それまでの野洲町、野洲市は優良企業があつて、法人市民税がたくさんあつて、豊かな町というふうに、私もずっと市民であるので思っていましたし、一般には思っておられたんですけども、あの企業が撤退してからが全く逆でありまして、外側はその顔をしながら、中のやりくりはもう火の車ということでありました。

今、もう一回、ちょっと昼休みに頼んで、私のうろ覚えでやっていたら駄目なので、数値を整理したんですけども、予算規模は今よりちょっと少ないめではあつたんです、ほぼ同じ。その年の法人市民税が19億1,000万円を見越してありまして、これ、多分過

去最高を見越して、かなり水増しだったと私は思うんですけども、19億円も当初予算を見ていました。そして、財政調整基金が14億しかなかった。その前の年が13億、今よりも少ないです。豊かな町でこの財調、そして単年度の法人市民税が19億を見越してある。

そこにリーマン・ショックが来ましたから、結果的に、この法人市民税は10億になったわけですし、その翌年は4億台だったと思います。貯金はないわ、そして見越した水増しの収入はないわという、まずこういう瞬間の状況と過去のツケ、もう一つ、過去のツケがありまして、学校の耐震化が県内最低の54%、あと保育園も4園が耐震化できていないという、いっぱい宿題があったと、バランスシートでいえば、負債が存在したわけです。そこに、あとクリーンセンターももう改修しないといけない、30年近くたっているということ。

もう一つ、苦、三重苦、二重苦がありまして、これもすぐに公開いたしました。見えない借金です。もう公開していますから、名前を言いますけども、慈恵会への支援のための借金、あるいは野洲病院のための借金、そしてあと、びわこ学園に10数億円の支援をしていましたから、毎年6,600万を返すという、市の事業でないものの借金。そしてPFIの小学校の借金、これも通常、起債に載ってきませんから。事業としても、その前にお金がないといって、小学校をPFIにしておきながら、豪華な図書館を造った。市になったら、すぐに給食センターを更新しに行ったという。もうブレーキを踏まないといけないときにどんどんアクセルを踏んできた。

この中で、リーマン・ショックを迎えましたので、もう一度きちっと財政を見直そうということで、集中改革プランというのをすぐに策定をいたしました。野洲市財政健全化集中改革プラン。これは平成21年度に始めて、当然、痛みといいますか、市民の皆さんのご協力がないとできないので、多分8回ほど市民集会を開いた上で、議会審議をしていただいて、そしてまとめ上げたプランです。22年2月に策定をいたしまして、22年と23年。22年2月で21年度末で仕上げて、22年度と23年度、2か年だけ、ちょっとだけ、息を潜めていただきましょうということで、職員のボーナスも多分大阪市の橋下さんがカットしたよりも大きい率で、職員の協力を求めてカットをした上で、絶対2年間で戻しますということで、花火大会をやめましたしという中で健全化に持っていきました。ここで一度、区切りを取って、24年度からは一定の安定した財政運営ができていうふうを考えております。

また、収入という面でいいますと、26年度から30年度までの5年間で野洲市行財政改革推進計画というのをつくりまして、消防署もあそこで建て替えということだったんですけども、狭いということもありまして、思い切って4,000平米の元の土地に対して1万2,000平米を購入いたしましたけども、結果的に、元地が6億円とあと若干幾つかもあります。約6億円ぐらいで売れていますし、あと、クリーンセンターの検討の中でごみ処理の方法、特にプラ等の処理で1億円、あといろんな補助金を入れて、ここで9億3,600万の効果が得られておりますし、あと土地開発基金、これも塩漬けの土地がたくさんあったんですけど、全て整理をいたしました。

直近では、三上小中小路工業団地ですけども、これも国8バイパスのできるだけ早い開通ということで、やむなくやったんですけども、この中で、結局、この事業展開で生まれた土地、あるいは中主、六条の駐在所も公安委員会の協力要請で移転をして、売却いたしまして、これを合わせて12億2,000万円が土地売却で得られています。特に三上の工業団地は全くゼロから、地元のご協力があったんですけども、土地開発不動産会社をやったわけではないんですけども、結果としてかなりの財政貢献ができていうふうに考えております。

現在、こういうことの中での取組の中で財政は健全化しております、法人市民税、現在、これ、かなりのピークですけど、11億2,800万、令和元年度決算ですから、この辺りの本来標準で、19億は幾ら頑張っても入らない数値で、今、市内の事業所の工場長とかに聞いていまして、かなり貢献していますよと言われていたぐらいになっていますが、いずれにしてもこういう数値です、財政調整基金は元年度末で16億、今年度取崩しはありますけども、今回、決算でご報告いたしましたように、3億2,000万を戻しますから、ほぼ同額があって、私が引き継いだときよりも多いという形です。何か9億とか何とかいううわさが流れていますけども、16億強が多分、今年度末でも見込めるというふうに思っております。

あと、先ほど工藤議員は反対の主張を打っていただいたんですけども、都市計画税が約3億5,000万ほど見込めますので、これをもって、今計画しております雨水幹線の延伸ですとか道路の改良、そしてから一般財源が都市計画税で見てもらえる部分を子育て支援とか子どもたちの教育とか市民の福祉の向上と、今後の発展にしていける財政運営が取り組めるのではないかなというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） これまで私どもにずっと財政の見通しを見ながら、要するにバケツの穴が空いてたような状況だったと僕も感じておったわけですが、一つひとつ埋めながらここまで立て直していただいたことに対しては、本当に敬意を表したいと思えます。

そういう中ではございますけれども、市民の皆様には安心安全なまちづくりについてこれまでの政策、またこれから取組、特に子育てについて力を入れられていると思えますけれども、これまでの取組について伺いさせていただきたいと思えます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） それでは、安心、安全のまちづくりという観点で取り組んできたことを申し上げます。

今も指摘いただいたように、保育園は本当にひどい状態です。一番若いゼロ歳児から就学児前の子どもたちがいる場所、まさに生活の場所ですから保育園、それが篠原、三上、野洲、そしてから第二保育園が全て耐震化ができていないどころじゃなくて、もう老朽化してひどい状態で、予定が何か民間に渡すみたいなイメージで何もしないという状態だったんですが、これを全て耐震化して、かつこども園で整備しようということで、これは平成22年末に計画をつくりまして、23年度から計画的に、平均しますと2年に1つ、公立保育園を整備してきたことになると思えます。

あと学校の耐震化も、これはひどい状態でしたので、これが2年、3年で全て仕上げようということで、一定のところまで全て持っていきました。併せて、空調も入れておこうということで、新しい校舎は当然ですけど、古い校舎にも全て空調を入れましたので、県内でも一番早い段階で空調が入ったというふうに思います。

それと学童も埋まったときからたくさん保護者が来られて、うちにまで来られまして、定員が500人に対して応募が700数十、200人ほどの方が入れないということで、保護者にとってはすごい深刻な問題だったので、これも21年度に保護者と何回も話し合いを市役所で行いました。ルールを決めまして、使える補助は全部使った上で、かつ加配の先生もきちっと入れると。その加配と補助金を除いた実質の経費を保護者と2分しましょうと。それで、きちっと数値も示します。そしてから、計画とか管理の条例設置も当事者が入ってもらった委員会をつくって、計画とチェックをしてもらうというところまでいった上で、ほぼ2年間で15か所、倍増計画でいったんですけども、定員500人を1,0

80人にまで持っていきました。現在、篠原を1つ増やしましたから、もう一段、増えています。子どもの子育てについては、こういう形で、財政が厳しい中で集中改革プランをやりながら、同時に前向きな施策も打ってきたというのが安全、安心、施策の1つかなというふうに考えています。

それともう一つは、クリーンセンター、これ、本当にいつ止まってもおかしくないぐらいに古くなっていて、課題だったんですが、言い出すと怖いということがあって、出ていなかったのを、なつてすぐその年に地元へ行って、ご説明をした上で取り組みまして、結果的に7年かかりましたが、ちょうど4年前に新しい施設ができて、今回、古い施設のところにお約束どおり、新しいプール、ジムができました。今、いろんな何か知らない方からご意見があって、何であんな、大篠原の方に言うと、私はあんなところとは思っていないんですけど、市民の方は、何であんな山のところに持っていったのかという意見が交わされていますけども、これは当初からクリーンセンターの余熱を利用して造りますということと全ての自治会に手を挙げてくださいと言って、公募してどこも実質なかった。南櫻だけが旧のびわこ学園の敷地があるよとおっしゃったんですけども、面積が合わないということで、実質、どこも希望がなかったのも、改めて、大篠原の方へ時間をかけてご理解を求めたということで、クリーンセンターと当初の余熱施設もきちっと整理ができたというふうに考えております。

あと、道路も安全、安心の重要な施設ですので、これも止まっていたものを、きちっといろんな方のご協力で、本当にもうこれは止まっています、死んだプロジェクトだったんですけど、本当にいろんな方の力でここまでやってきて、あと4年あれば、開通ができることになりまして、日野川、野洲川で遮断された野洲の町が格段に安全な幹線道路で結ばれるということになったというふうに考えています。

あと病院も野洲病院からの提案で表沙汰になったんですけども、あれがなければ、だんだん中で朽ちていく病院になっていたんですけども、これもこういう形で展望が開けたということも安全、安心ということだと思えますし、あと消防署もさっき申し上げたように、耐震ができなかったのが新しい施設ができました。

それとあと、今後の取組としては、発達支援センター、ちょっと遅れているんですけど、ようやく土地も位置づけて、今、設計にかかっていますので、発達障がいを持っておられる子どもさんたちにとっても安心いただけると思えますし、あと従来から要望があった合葬墓もいい形でできて、やはり現役の方にとってもお墓の問題というのは不安があります

から、これも安心の歯止めになっているというふうに思います。

それと雨水幹線、そしてからソフトでいえば、当初から相談業務を大事にしていまして、生活困窮者支援とか就労支援になって、こういったことが市民が安心して暮らしていただける、安心して自分の自己実現とか事業展開がいただける基盤になっているのではないかなと思います。

それで、最後にもう一つ、水道も無理をしていまして、合併して1,000円下げて、安い料金で漏水の対策ができてなかった、あるいは、今、膜ろ過装置をやっていますけども、ああいった設備投資ができていなかった部分も、皆さん方のご意見で改正をして、値上げというよりは元に戻した形ですけども、水道事業の健全化も図れたということが安全、安心につながっていくというふうに考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 水道に関しては、あれは14%、4年ほど前か、市民の理解を得た上で値上げさせていただいたおかげで毎年ちょっとした工事ができるようになったことも、やっぱり市長の意見というか、そういう目標があって、やる事業に対しては市民の理解がいただけると思いますので、今後、そういった形で、やっぱりお金がないことには事業もできないわけでありますので、たまに要るものは要るとおっしゃってもらえればいいかなと思っております。

これは3番目ですけれども、私も平成17年度にいったいのサラリーマンからこういう市議会の場に送らせていただきまして、そのとき掲げさせていただいた思いが、要するにこの野洲市で住みたい、住み続けたいと実感できるまちづくり、これをずっと目指してきているわけでありまして、先ほどから市長がおっしゃっていました、そういった中で子育てに力を入れてはる中におきまして、これ、私の実感でありますけれども、栗東のほうからあやめ保育所の子育てに引っ越してこられたという方を僕も知っていますので、要するに、目に見えて住み続けたい町に、今、ちょっと変わってきているんじゃないかと思いたすけれども、そういった観点から、要するに市民が住み続けたいまちづくりの観点でちょっとお話を聞かせ願えればと思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 安心、安全プラス、やはり住み続けたい町ということは魅力がないと駄目です、市民の方の文化ですとか生き方ですとか活動ですとか、それを支える、

満たすところと子育てが安心してできる、あるいは年を取っても安心して暮らせるということですので、今、足りないというよりは、基礎的なところは大体充足はしてきたと思うんですけども、教育にしてももっと、やっぱり魅力を持たすために、しばらく前から電子教科書とか新たな試みをしていますけれども、今回の新型コロナの国の予算なんかも使いながら、今までの紙の代わりに電子教科書とかいうよりは、新しいスタイルで子どもたちが多様な教育機関に恵まれるような教育改革をぜひ進めたいなと思いますし、学校全体の活動も学業だけじゃなしに、生活力とか生きていく力がつくようなカリキュラムを組んでもらえるようにというふうに思います。

それと、町全体ではまだ市街化区域が少ない。守山、栗東さんの半分、草津の3分の1以下というのは、これは異常な状態です。何もそこへ近づける必要はないんですが、もう少しバランスのある土地利用が必要です。土地利用計画の見直し、それと繰り返しますが、40年遅れている国8バイパスと湖南幹線の開通というものが欠かせないことだというふうに思っています。

それと、病院の整備といったことですが、もう一つは、やはり買物ができる場所とか、もっと楽しめる場所といったことの整備も今後基礎的な部分ができってきたゆえに必要です。その中で、またこれ、都市計画税が増えたと思いますから、都市計画税を見込んで、まとまりのある都市公園、これ、野洲市だけが都市公園の充足率が極端に低いですから、きちっとした、市民が健康、あるいは出会い、スポーツができるような都市空間の整備も目指していきたいな。そういうことによって、トータルに生活の豊かさ、住みたい。

町の要素というのは、人間の体を養ってくれている食事とかと一緒にして、バランスよく必要なものを食べておかないと駄目で、おいしいからといって、肉ばかり食べていては、これは体の維持ができません。

それともう一つは、日常の食事が健全でないと駄目でして、毎日レストランで、あるいはホテルの食事をとか料亭の食事を食べていったらいいというものじゃなくて、毎日の食事がバランスが取れていて、健全であるので、私は毎日の日常生活の食事がバランスが取れるのと同じような形で、町のサービスとか施設が整うことが大事かなと思っていますので、それによって、住みたい、住み続けたい町になることを目指して取り組んできたと思っています。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今回、地区計画で、また県のほうに要請されると思いますけれど

も、私も公明党として津村議員と一緒に野洲の駅前で街頭、週1回行っているんですけども、本当に野洲市では、ものすごい人が降りてこられて、また帰っていくから、どこかにね。だからこういった点を見るに当たっても、やっぱり住み続けたいまちづくりの地区計画、これを、一気に増えたら、小学校と中学校の施設が追いつかないという問題がありますので、そういった点も考えながら、まちづくりを進めていっていただきたい、こんな思いで質問させていただきました。

それでは、2つ目に移ります。

ナンバー2で、新型コロナウイルス感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応についてお伺いさせていただきます。

国土交通省は、工事及び業務における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策の徹底についてを、これは4月の20日、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止に係る費用の設計変更時における積算上の対応についてを、これ、4月22日の事務連絡として関係部署に発信しております。

この前者におきましては、1番目、感染拡大防止対策の徹底、2つ目は、感染拡大防止対策に係る設計変更について示されておりまして、後者は感染拡大防止対策に係る費用の取扱い等について、これを示しておられるわけでございます。

本市に関係ない部分もあると思いますけど、一応、確認しておきたいと思いますので、まず1つ目といたしましては、この2つの事務連絡は都道府県、また指定都市宛てになっておりますけれども、この野洲市においても同様にこういったのが適用されるのか、お伺いさせていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、矢野議員の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る経費の設計変更時における積算上の対応についての1点目の質問、2つの事務連絡は都道府県指定都市宛てになっているが、本市にも同様に適用されるのかについてのご質問にお答えいたします。

当該通知につきましては、滋賀県建築課から令和2年4月24日付にて、本市の住宅課に参考送付され、内部情報システムを通じての掲示板を通じまして、担当職員のほうに周知しているところでございます。この通知に従い、市におきましても、受注者からの申出があれば、受注者の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた取組状況を確認した上で、変更の対象とすることとしております。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 確認ですけど、4月24日に来ているということでございましたが、これに関わる業者への周知はされているのかどうか、その辺ちょっと分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 矢野議員の再度の質問にお答えします。

同様の通知につきましては、その都度掲示板で工事発注の所管課宛てに全て通知をしておりますので、対象となる場合についてはそれぞれ対応いただいておりますものというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 周知していただければ、また担当、事業者からまた連絡、募集があると思いますので、対応をまたお願いしたいと思います。

これ、2番目でありますけれども、現在行われております野洲市立中主小学校、北中学校の改修建設工事及び設計変更はどのようにこれは対応されているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 杉本教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 矢野議員の野洲市立中主小学校、野洲北中学校改修建設工事及び設計変更について、お答えをいたします。

新型コロナウイルス感染症対策費用を設計変更の対象とする旨、方針は教育総務課より該当する各業者に通知しておりますが、現在のところ、各工事請負業者、設計受託業者より変更は求められておりません。今後、業者から申出があった場合はその取組状況を確認の上、協議したいと考えております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今のところ影響がないということですので、また今後の課題としてきちっと対応していただきたいと思います。

3番目でありますけれども、工事以外の指定管理や外部委託の業務の契約、または設計変更はどのように進めておられるのか、お聞きしたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） その他、矢野議員の3点目の工事以外の指定管理や外部委託の業務の契約、または設計変更に対する対応についてお答えいたします。

指定管理先につきましては、変更契約による対応ではなく、各施設への手指消毒用の消毒液の配付でありましたり、新型コロナウイルス感染症対策への対応という形で進めております。

外部委託先の業務につきましては、受託業者で感染拡大防止策により、テレワークや時差出勤などによる履行期間の延長の申出や入荷の見通しが立たず、納入期限に間に合わない場合など、そういった場合につきましては、適宜変更契約をすることなどで対応しているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） このようなことが随時起きてくるとは思いますが、その時々で対応をしっかりと行っていただきたいと思っております。

4番目でありますけれども、新型コロナ感染拡大防止対策で発生しました費用につきましては、これは通常の工事に含まれておられないわけでありまして、特別に計上する費用であるから公共建築工事共通費積算基準の率による算定を行わないと事務連絡では、これ、示されておるわけでありまして、こういった取扱いについて今後どうされるのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、矢野議員の4点目、コロナウイルス感染拡大防止策で発生した費用についての公共建築工事共通費積算基準による算定を行わないという取扱いに対してのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止策については、事態が収束するまでの一時的な対策と考えますので、国からの通知のとおり、通常の工事には含まれず、特別に計上する費用であることから、公共建築工事共通費積算基準の率による算定は行わないとされている判断は妥当というふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） ちょっと教えてほしいんですけど、その場合、通常の設計価格でや

って、このコロナに対する費用が発生した場合、これはどういうふうにも実際、取り扱っていくのか、その基準とかそういうのはもう考えておられるのか、その辺、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） 矢野議員の再度の質問にお答えいたします。

通常の建築工事につきましては、先ほど、議員もご指摘いただきました積算基準というものが定められておまして、その中では、工事費につきましては、資材等、もろもろの材料経費のほかに現場の管理費でありますとか直接工事費、共通仮設経費等、もろもろを積算した中で総経費が求められているところでございます。

ただ、新型コロナウイルスの感染拡大防止に伴います経費については、そこから別出しで積算するような扱いになっておりますので、消費税をかける前の積算経費にプラスする形で算定する形になってまいりますので、この直接工事費に積算が含まれるということはないような形での積算になる仕組みになっておりますので、現実発生した場合については、その部分を増額して変更契約すると、対応していくという形になっていくかと思っております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今後の取組でありますので、できれば、基準というのは1億の工事やったらこれぐらいはという、何かそういうものをつくっておかんことには、これ、無限大に膨らむという可能性ありますので、そういったのも、また今後、検討していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これ、5番目でありますけど、今後、新たに発生する事業及び更新する事業におきまして、本市として基準となる新型コロナウイルス感染拡大防止対策を設計及び契約で追加すべきと考えます。先ほどの続きの質問でありますけれども、こういった点をどう考えておられるのか、見解をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 総務部長。

○総務部長（市木不二男君） それでは、矢野議員の5点目の新型コロナウイルス感染症拡大防止策に関しての設計及び契約に追加すべきというご質問にお答えいたします。

新たに発注する事業及び更新する事業に関わります感染拡大防止策については、それぞれの事業に適切な対策が必要であるというふうにも考えますので、国からの通知にもありませんとおり、受注者による提案と確実な履行を前提として設計変更を行っていき、請負金額

でありますとか業務委託料の変更や工期、または履行期間の延長を行うことが妥当であると判断しておりますので、感染拡大防止策について適切かどうか確認した中で、そういった対応を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今までやったことのない話なので、今後もしっかりと、また先を見越した対策をやっていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、3番目の質疑に移りたいと思います。

地域で取り組む「引きこもり」の社会復帰支援についてお伺いさせていただきます。

この質疑に対しましては、平成29年度に確かさせていただきまして、今回コロナ問題が対策の中でいま一度確認させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

厚生労働省によれば、ひきこもりとは仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人とほとんど交流がなく、半年以上自宅に閉じこもっている状態とされております。ひきこもりは長い間、子どもや若者たちの問題と考えられてきましたが、近年では40代、50代にも多く見られ、高齢化が指摘されているところであります。

原因につきましては、様々でありますけれども、中高生の時のいじめ、さらには受験の失敗などによって不登校がひきこもりにつながっていくケース、社会に出てからは突然のリストラや病気などからひきこもるようになっていくケースが多く見られるところであります。

いずれの場合も何らかのきっかけがあって、規定のルールから外れ、所属できる居場所を失い、その後、新たな居場所を探すことができず、ひきこもっているということになります。家庭の中におきましては、多くの場合、親子関係に深刻な亀裂が生まれ、会話が途絶え、親は自分の育て方が悪かったと自分を責め続けておられるのが現状ではないでしょうか。当事者やその家族の多くが社会から孤立したまま、誰にも相談できずに苦しんでいるという現実もあるわけでございます。

こうした人たちはこれまで怠け者、甘えているといった誤解や偏見の目が向けられがちでしたけれども、様々な支援の現場から聞こえてくるのは、チャンスがあれば社会に参加したい、働きたいという当事者たちのこれは本人の切実な声でございます。家族の秘密として隠されていることが多いこのひきこもりの人々は、近隣住民からも見えにくく、支援

の手を差し伸べることが難しいのが、これ、現在あるわけでございます。しかし、地域の中に多様な居場所や就労機会を創出していくことができれば、学校や社会で傷つき、疲れてしまった人たちが再び社会と関わって動き出す自信と力を取り戻す上で、地域コミュニティが大きな役割を果たすことができるわけでございます。

この事業は、ひきこもりの長期、高齢化やそれに伴うひきこもりの状態にある本人や家族からの多様な相談にきめ細かく、かつ継続的な訪問支援等を行うことを目的とする事業でございます。

具体的には各都道府県指定都市において訪問支援等を行うひきこもりサポーター（またケアサポーターを含む）を養成しまして、養成されたひきこもりサポーターを地域に派遣し、訪問支援等を行うものであります。また、これは平成30年度からは市町村におきましても、利用可能なひきこもり相談窓口や支援機関の情報発信をするとともに、ひきこもり支援拠点、居場所相談窓口づくり等を行っているわけであります。

そこで、何点かお伺いさせていただきます。

1番目でありますけれども、本市におきますひきこもりの実態をお伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） それでは、市民部から矢野議員の地域での取組、ひきこもりの社会復帰支援についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目のひきこもりに関する実態につきましては、令和元年7月に滋賀県社会福祉協議会が行ったひきこもり等に関するアンケート調査結果によりますと、15歳から64歳までのひきこもり人数は、当市で46人と報告されています。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、部長がおっしゃっていたように、令和元年度のアンケート調査では15歳から64歳で、これ、野洲市におきまして46名ということではないんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 2番目になりますけれども、この46名の方のひきこもりの高齢化が進んでいるとは思いますが、この実態はどう把握されておるのか、この辺ちょっと

お伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） これは社会福祉協議会が行ったものでございまして、民生委員がひきこもりの対象者とされる方について、ご自身が担当されている方々の中でおおむね次の定義によって行われました。おおむね15歳以上の方で、次のいずれかに該当する方ということで、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人と交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にひきこもっている状態の方、仕事や学校に行かず、かつ家族以外の方との交流はないが、時々買物などで外出することがある方、上記に準じておられる方で就職されない方とか非行など、民生児童委員から見て心配な方、また家族等の支援について相談のあった方、この基準をもって、野洲市の民生委員さんが報告をされておられますので、大体こういう実態はこういう形ではないかと推察するところでございます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 社協のほうの民生委員さんの個人情報という形で、なかなかオープンにはできないと思うんですけども、この冒頭にあるように、地域で取り組むひきこもりの社会支援、この辺はどう、そこから引っ張っていくのが、その辺がちょっと見えないんですけど、その辺を教えていただきたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 支援のほうにつきましては、後で事前に通告をいただいております、質問4、例えば4番の質問とかのときにちょっとお答えをさせていただこうかとは思ってはいるんですが、先にお答えをさせていただいてもよろしいようでしたら、先にお答えさせていただきます。

○8番（矢野隆行君） 後でもいいよ。

○市民部長（長尾健治君） そしたら、そちらのほうで。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） じゃ、丁寧に後で答えるということで。

じゃ、3番目ですけれども、前文にありますように各県都市部におきまして、このひきこもり地域支援センターを設置とあるわけでございますけど、この辺の状況はどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 3点目のひきこもり地域支援センターの現状につきましては、

厚生労働省が所管するひきこもり対策推進事業に基づき、平成21年度にひきこもり地域支援センター設置運営事業がスタートしており、滋賀県においては、平成21年、草津市にある滋賀県精神保健福祉センター内に滋賀県ひきこもり支援センターが設置されているところでございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 滋賀県では草津にあるということで、そういった関係とも連携しながらやっていただきたい、こんな思いであります。

これ、4番目でありますけれども、第1相談窓口を設けまして、支援コーディネーター、要するに社会福祉士、精神保健福祉士、臨床心理士等がこのひきこもりの状況におられる本人、家族からの電話、また来所等によりまして、相談や家庭訪問を中心とした訪問支援を行うことによりまして、早期に適切な機関、要するにこの草津のひきこもり支援センターとのつなぎをやっておられると思いますけれども、この野洲市の現状はどうなっているのか、お伺いさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 4点目のひきこもり支援の現状につきましては、生活困窮者支援を所管する市民生活相談課が第1次相談窓口として受付を行い、ひきこもり状態にある本人や家族からの電話や来所等による相談、または家庭への訪問支援を実施しております。家庭への訪問の中で精神疾患や障がい等の課題が分かれば、健康推進課等の担当課と連携して、合同の訪問支援を行ったり、また滋賀県ひきこもり支援センターとも密な連携をしながら取り組んでいます。

なお、当市におけるひきこもり支援実績につきましては、関係課（発達支援センター、家庭児童相談室、健康推進課、地域包括支援センター、それと市民生活相談課）合わせて、令和元年度は41人、そのうちの40歳以上が18名になっております。令和2年4月から8月現在で46名、40歳以上が17名となっております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 部長から今お答えがあったように、本市におきまして、生活困窮支援がかなり行き届いている中でありますので、本市の生活困窮者自立支援についての現状を少しお聞かせ願いたいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 本市における生活支援実態について、5点目のご質問でございましたね。

○8番（矢野隆行君） 5点目です。

○市民部長（長尾健治君） はい。5点目の本市における生活困窮者自立支援事業の現状につきましては、市民生活相談課が所管課であり、自立相談支援事業、住居確保給付金事業、家計改善支援事業、学習・生活支援事業、多機関の協働による包括的支援体制構築事業の各事業を実施しています。

令和元年度の新規相談者の実人数は270名で、相談支援の延べ件数は6,739件となっております。

令和2年度4月から8月末の新規相談実人数は242名で、昨年同期121人と比べ、約2倍の増加となっております。このうち、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う相談実人数は138名で、失業や休業に伴う収入減少に関する生活困窮相談が多く寄せられています。特に住居確保給付金については、20件の支給決定となっており、昨年度4件、1年で4件でございます、と比べ、大幅に増加している状況でございます。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 矢野議員。

○8番（矢野隆行君） 今、部長からお聞きしたように、国の第1次、第2次予算の中での困窮者対策をしっかりとやってくれということの中で、この野洲市におきましては、特にコロナによる困窮者対策は今後、こういった方向になるか分かりませんが、こういった件につきましては、しっかりと取り組んでいただくことをお願いしまして、今回の一般質問を終わりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（岩井智恵子君） では、暫時休憩をいたします。再開を午後2時45分といたします。よろしく申し上げます。

（午後2時23分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告第5号、第3番、長谷川崇朗議員。

○3番（長谷川崇朗君） 長谷川です。よろしく申し上げます。

新設された野洲市健康スポーツセンターについてお伺いしたいと思います。

今のスポーツセンターの利用率はどのようになっていますでしょうか。曜日、時間帯別
にお願いいたします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 長谷川議員の今の利用率についてお答えをいたします。

長谷川議員のおっしゃる曜日、時間帯ごとの利用率は出せませんので、曜日ごとの利用者数として、お答えをいたします。

事業者を確認したところ、7月15日から8月16日までの利用者数は4,985人です。1日の平均利用者数は172人です。また、曜日別の平均利用者数はおよそ月曜日が171人、水曜日が183人、木曜日が154人、金曜日が165人、土曜日が173人、日曜日が185人です。平均利用者数は四捨五入してございます。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 以前に市バス、おのりやすでもここで問題としましたが、利用率が低いのは問題と考えております。採算性よりもよっぽど問題だと私は考えております。多少採算が取れていなくても、利用率が高ければ、施設やサービスを実施した価値があると私は考えております。利用率が低いのは、市の施設として市民の税金で造ったものが無駄になっているわけで、それは改善すべきだと思います。これについてどう考えているか、市長、答弁のほうを求めます。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） この施設が7月の中旬からオープンいたしまして、今日まで来ておりますが、ちょうど新型コロナの2回目の動きがある時期で、どうするのか検討いたしましたけども、期待もあるし、当然、PFI事業で計画をしておりますので、万全の安全対策を取って、運用するというところで進めてきております。

利用率とさっき、お問いかけをいただいて、部長が利用実態を答えましたけども、何をもって低いのか高いのかですけれども、新型コロナの影響というのは、やはり考慮せざるを得ないと思います。PFI事業ですから、事業計画の中で想定している利用人数がありますから、それと利用実態を見ると71%ぐらいになっています。この施設を運営している事業者、他県でも同種の事業所を運営していますので、それを確認してもらったところ、大体71%ぐらいということで、今の利用実態を新型コロナの影響なしに判断するという

のは逆にゆがんでしまうので、新型コロナの影響を受けて、こういう数値になっているのではないかなと思います。

県内のプールを見ていまして、草津市のロクハ公園、あるいは矢橋の人工島のプール、多賀のBGも閉めています。野洲市の場合、ここは開けるけれども、BGをどうしようかということで、人の確保、いろいろあったんですが、私は大分議論をして、ぜひ開ける方向で人の確保等、やってほしいということで、あそこも人数制限をした上で開けています。

ですから、そこまでやっているのにこれが低いからどうのこうのというのはおかしくて、ほかは閉めているのに、こちらは71%もご利用いただいているわけで、何も採算性とか、そんなことで考えているわけではなくて、安全を図りながら、最大限、市民の方、また近隣の方も結構来ていただいていると聞いていますから、健康保持、あるいは楽しみのためにご利用いただいているので、コロナの真ただ中で開けた利用実態をもって評価をいただくというのはいかななものかなというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 市長のおっしゃられるとおり、今、コロナ禍でして、それによって利用が一部自粛されているところはあると思います。ですので、本論で論じているところも、コロナが明けていった中で考えていくことを含んでいくのかなあと思っていますので、コロナ禍でこの数字であるんだから、コロナが薬剤等、治療法等を確立して終息していく中で低いままであるということであれば、検討していかなくてはいけないことということでこの議論を進めていきたいと思っております。

私は何度か、スポーツセンターのほうに通って見ていましたが、数字を見てちょっと驚いているのは土・日の利用率と利用者数、ここにある数字のように、曜日によって横並びということではなく、土・日は多かったように見えるんです。でも、この数字を見てみると、多くはなっていないというのは少し不思議だなと思っているわけですが、見た感じというのが極めてすいているんですね。例えば、平日月曜日から金曜日に関しては、プールにほとんど1レーンに1人ぐらいの感じ、幼児用プールのほうには2、3人と。どの時間帯を見てもそれぐらいしか利用がない、非常に寂しい状況だというふうに、ちょっと見た印象は感じております。

新設された野洲市スポーツセンターというのはもともとプールのほうの移設というものを中心に考えてきたはずでして、だからこそ私はそのプールのほうに目が行くわけですが、市民の方の話も聞いていても、行きたい人がいないわけではなく、行きたいという

人は確かにいるんです。それなのに利用率が上がっていかないのはなぜなのかなというふうに、市民の方と話していると、いろいろ見えてくるわけです。

市民の方と話す以前に、客観的に考えると利用率が上がっていかないのにはアクセスの問題、料金体系の問題、施設の問題など、いろいろ見方があると思います。それを考えていくわけですが、施設は一部改善できればいいなと思う部分もありますが、大変すばらしいものになっていると思います。

アクセスに関しては、市バスしかないですから、市バスになっていくのかなと思います。施設の問題、一部改善ですね。市バス料金体系、アクセスの問題。まずは料金体系の問題から考えていきたいと思います。利用率の低さが料金体系によって発生している部分があるんじゃないかと私は思っております。これについてどう考えていますでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 先ほど市長がお答えしましたとおり、料金体系の問題ではなく、新型コロナウイルス感染症の影響と考えております。また、市長も先ほど言いましたが、開館して1か月程度で評価するのは時期尚早ではないかと思っております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先ほど、市長答弁をいただいたときにも言いましたけども、ということはそのまま利用率が上がっていかない、あるいは低いままであれば、一定考えていくということではよろしかったですか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） これはこれからの営業を確認して、まさにコロナが終わった後、どのようになっていくかを確認してからの問題かと思っております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 通告書にありますので、発展的なフォローになるかは分からないんですけども、聞きたいと思っております。ピークの利用率などで料金を決めているのであれば、曜日とか時間で料金を変えるなどの工夫もあっていいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 長谷川議員が何をもってピークの利用率で料金を決めているのか、思っているのか、私には分かりませんが、本事業はPFI事業方式により、利用料

金については事業所の提言を受け、契約しており、また複雑な利用料金体系にするということではできません。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ピークの利用率で決めているのであればと言っているわけですし、別に決してそれを見受けているわけではなく、現料金というのが高いと私は感じるわけです。多くの市民の方もそう思っていると思うんですけども、その高い料金というのを一番利用者の多い時間帯で考えて料金を決めている可能性というのはあるのかなと思ったわけなんです。何を言っているかという、料金を上げればお客さんは減って、料金を下げればお客さんが増えるというのはあるはずなので、そういう考え方も一定あるんじゃないかと思って私は今言ったわけですね。コロナの影響でお客さんが減っているだけだという可能性も確かにあるんですけども、近隣市に比べても、以前の体育館の横のプールに比べても、今の料金は高過ぎると思うんです。旧プールで年配の方で健康のためにプールのみを利用したいというニーズが確かにあったわけですし、それらから考えても、この料金体系というのは年配の方で通っていた方から見ると受け入れがたいところがあるんじゃないかと思います。

さきにも申しましたが、もともと余熱利用、プールの設置を中心に議論が進んできた施設であります。しかし、今、プールをリーズナブルに提供できるようにはなっていないと私は考えています。現に回数券もありませんし、定期券に該当するものもしっかりとありません。それに該当すると思われるものはフィットネス会員になるんですけども、フィットネス会員のほうはフィットネス、それと教室、お風呂が使えることを前提にして、プール前提の定期券というわけではないわけですけども、これしかないわけで、これが安いのか高いのかというところを一定考えることにしてみます。

定期券として使える額面の小さいものとして、デイ、ナイト会員があるのでこちらを考察していきます。デイ会員になることを想定すると全ての対象日に行って、月間4週とすると16回、10回通わないと元が取れないというのが計算で分かります。平日だけの利用で、火曜日が休みになっていますので、確実にいくと、考えると月水金、月12回の利用ということところが現実的じゃないかなと思うわけなんです。これはこのパターンでテンポよく通っていこうと考えたときであっても、3回、体調不良とか休息、用事などが入るとも元が取れないわけなんです。

今、何を言っているかという、安く利用したいと思っている方がこのフィットネス会員というものを安く利用できる手段としてできないかなと考えたときに、現実的にならないんだということを言うがために、これを今考察しているわけですね。平日だけ通うと考えても、先ほどの月水金に木曜日が足されるだけで、月に16回となります。デイ会員で連日通ったとしても日当たりの単価400円となり、2割、体調や休息日で用事で行かないと13回と、この場合の単価は500円で、やはり安いとは言えないわけです。BGなどに比べればものすごく高いわけですし、プールを単純に使いたいなというときに、フィットネス会員というものは現実的ではないということが言えると思います。せめて、以前のように年配者がプールに安く通える方法を提供するということは考えられないでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 比較に使っていただいているのがBGのプールということでございます。BGのプールは温水でもございませんし、フィットネスもございません。ただプールがあるだけの施設と現在の施設を比べるのいかなものかと思えます。

それと、高齢者が安くプール通える方法の提供についてということでございますが、何度も申しますが、事業所の提案を尊重し、当初の設計どおりに現在の料金の設定で運営状況を見ていく必要があります。また、料金については、事業者の提案を受け、契約しておりますので、今現在変更することはできません。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） さきに述べましたとおり、これが比較対象になるとは思っていないんですよ、会員権がですね。しかし、安く行く方法を検討する市民の立場で考えたときにこういうふうを考えているんだよ、市民はこうしか考えられないんだよということを一応くぎを刺すために言ったわけですし、私もそれは承知しているつもりです。

PFIの事業、先ほどおっしゃられたBTOということで、事業者に対してこのようにやってくださいと強く言うことはできないとは思いますが、最初にこのPFI事業になっていく中で、私が野洲市議会の委員会なり、いろいろな場面で聞いてきた中で、料金に全く関与できなくなるということはないとのお言葉をいただいております。それは当然そういう側面はあると思っております、今、できないとはっきりおっしゃったんですけども、働きかけはできると思っていますよ。なので、野洲市としてどういう希望があるの

か、どういうふうにしていきたいのかということをお話し合って改善していく、利益を確保しつつ料金を下げる方法はないのか模索していこうとすることは大事なんじゃないかと本職考えております。

げんきカードの提示で半額などは検討できないか、これも同様の回答になってくると思うんですけども、回答のほうをお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 何度も申し上げます。僅か1か月、それで評価をするという、また、コロナ禍であるということで評価をせえというのは、業者に対しても、事業者に対しても非情な、酷な話であると思います。

げんきカードについては、先ほどと同じでございましたので、できませんということでございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 少し飛ばしますね、同じことになってしまいますので。平日昼間だけもっと安く利用できる方法があってもいいのでは、複雑な料金体系にはできないとおっしゃったんですけども、そんなことはないと思うんですよ。それこそ、これはPFI事業でありますし、事業者がやる気があれば、野洲市のほうからの働きかけがあれば、できないということはないはずなんです。今、はっきりとできないとおっしゃっているのはそれは何なんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 契約がございます。また、働きかけができない、働きかけをしても、それは可能でございます。ただし、野洲市が提案して、それを実現していただいた場合は、例えば減免や料金を下げるとなった場合、その損失は野洲市が全て補填をするということになります。ですので、何百万円、何千万円という補填する恐れがございます。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 先頭で述べましたとおり、利用率が低い状況、これ、PFIの事業で事業者のほうに入札をしていただき、26億余り、22年間でやっていただくということになっているわけで、野洲市としては26億を払っているわけです。なので、費用対効果とまで強くは言わないんですけども、利用者が増えないという状況を放置するとい

うのは、やはりいかがかと思うんですよ。これで最後まで事業者が当初の契約どおりやっていたら合格というわけではないはずで、野洲市としては26億を払って、市民にサービスを提供していきたいという意思があるわけなので、見守っていくところは見守っていかなくてはいけないし、相談すべきところは当然相談していかなければいけないと思います。

コロナ禍の影響が終わって、数字が出てきたら、話が進展することを期待して続けますが、今、予算がかかってくるとおっしゃいました。例えばですよ、予算を抑えるために、差額を野洲市が負担するような方向性だっただけで考えられなくはないわけです。既に26億を払っているわけですから、その施設の稼働効果のほうを上げていくために追加の予算ということも政治的には検討する価値があるかと思うわけですが、そこで予算がどうしても限られるというのであればですよ、例えば65歳以上のげんきカード、70歳以上のげんきカードの提示による割引率を変えるなどということも検討していけば、その費用を抑えることも可能かと思うんです。そういう側面に立って、次の質問、ご回答のほうをお願いします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 1問だけを私にご質問いただいたので、後のことも答えますけど、仮定の議論をしていながら、新型コロナの影響が収束して、平常の状態に戻ったデータを見ないと駄目なのに、それを分からない中で裏打ちをすとか、あとげんきカードで割引したら、その分は政策的割引ですから、市が負担しないと駄目なわけです。

それともう一つは、小学校の水泳を今年は本当は野洲小学校は全部やろうと思っていたわけですが、できませんでした。あと、行く行くは全ての学校をやろうと思っているわけで、そういった要因もあるので、今、軽々に何か詰めた議論したところで私は生産的な議論にならないのではないかなど。もっともっとほかのことを先に考えた上でやらないと、たちまち1か月、2か月のデータでもって、物事を判断して、割引とか裏打ちとかというようなことは少し性急過ぎるのではないかと思います。いずれにしても、げんきカードの割引は事業者ではなくて、市が負担しないと駄目ですから、同じことです。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ご回答ありがとうございます。

市長のおっしゃるとおり、コロナ禍でデータが出そろっていない中で性急じゃないかということも一理あります。今回、私がここで指摘していますので、注目して見ていって

ただきたい。値段が高いことにより、お客さんが減っているんじゃないかということには配慮していただきたいと思います。

次、先ほど、例として挙げましたアクセスの問題、料金体系の問題、施設の問題の中の施設の問題のところに当たるのかと思うんですけども、全施設利用の場合、都度利用で900円になっています。この場合、プールとお風呂、それとフィットネスの区分が使えるわけですけども、この場合のプールからお風呂への移動、星ヶ峯の湯へのプールへの移動が非常に煩わしいというふうに感じております。このせいで、特にプール利用を繰り返す市民の方、お客様に、お風呂の利用を見送らせる結果になっているんじゃないかと思うんです。それが常態化するとお風呂があることによる魅力というのが損なわれてしまうと思うんです。ですので、プールからお風呂場への移動で、例えば滴が落ちないように拭き取りをしっかりとしたら、水着での移動を認める等、柔軟な対応は検討できないでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） 私も以前、プールを管理しておったんですけども、プールとお風呂を頻繁に利用するという事は、体力の消耗率が非常に激しくなり、熱中症と同じ症状を発生さすおそれがありますので、あまり適当ではないかと思えます。

ただ、プールから入浴施設の移動については、事業者を確認しましたところ、水着に水分が残っていると水滴が落ちて、滑って転倒につながるおそれもあり、水着のみでの移動はご遠慮いただいておりますが、水分をしっかりと拭き取って、水着の上から何かを羽織って移動することに関しては現在も認めておるということです。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 料金についてもう一度です。プールのみの利用料金設定というのは、施設の動線から考えても難しいというふうに以前委員会等で説明を受けました。しかし、実際利用してみて思ったんですけども、そこはお客様の善意のみを信じて分けたとしても、違反者が出ることはほとんどないと感じております。どうしてもというなら、トレーニングルーム前にお風呂場や入り口にあるカード読み取り機を取り付ける方法もあるはずで、そもそも入館中の人の顔の一覧というのは簡単につくれるシステムのはずですので、係員が抜き打ちで検査をすれば、それで抑止力になるのではないかと思います。これらのことを踏まえて、プールのみの利用について検討することはできないでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長(杉本源造君) 長谷川議員の性善説で考えると非常によろしいんですけども、プールを抜き打ち検査する、お風呂をどうやって抜き打ち検査するんだろう。裸で入っている人のところに入って、検査をするんですかということになります。

また、何度も申しますが、長谷川議員はB T O方式をよくご理解いただいていると思いますので、当初の提案による契約に基づくプールとトレーニングジム、お風呂等の利用分けはできないということでございます。

○議長(岩井智恵子君) 長谷川議員。

○3番(長谷川崇朗君) B T O契約のほうがあるから、全てが最初に決めたとおりでというのならばですよ、コロナが落ち着いた後に利用率が改善しない、あるいはこのような提案が市民からあるという中で、何も変えていけないということになってしまうと思うんです。その点についてはどうお考えでしょうか。

○議長(岩井智恵子君) 教育部長。

○教育部長(杉本源造君) 本事業におきましては、以前も説明しておると思いますが、事業者に対して監査を行うことができるとなっております。監査は専門の監査業務を行う事業者が行うんですけども、年に1回監査を行いまして、ただ収益率であったり利用状況であったり、公益性であったり、様々な観点から監査をしまして、その監査結果に基づき、事業者と話し合うことは可能でありますし、もし、営利に、無二に走っているような場合は事業者に対して強く申入れすることは可能です。

○議長(岩井智恵子君) 長谷川議員。

○3番(長谷川崇朗君) 以前も委員会などで言ったのかもしれないんですけども、ここでも改めてお伝えしたいと思います。営利に走っているかどうかという判定というのは難しいわけですけども、利用人数が少ないからといって、営利に走っていないという見方ができるわけでもなく、利用人数を少なくわざとすることで利益を得ようとする考え方もあると思うんです。

例えば、今、個別の利用料金がプールとフィットネスで700円、お風呂を含めると900円というふうな形になっていると思うんですけども、この料金を例えば極端に上げていくと、個別の利用者、都度利用者というのは減っていくわけですよ。そうすると、先ほど、事例の中で言ったフィットネス会員のほうの人が快適になっていくわけですね。そのフィットネス会員のほうが快適になっていくことによって、利益をそちらに集中させようと思えば、言い方が悪いんですけども、お金持ちの人は快適に利用できるけども、貧乏の

人は使えないと、こういう施設構成だつて考えられるわけで、それも利益追求なんです。そういうことをしてしまうと、野洲市として提供しているプールとか施設の利用を野洲市民にあまねく使っていただくという姿勢からは変わってってしまうと、そういうことなんです。だから、そういうことも含めて、踏まえて、事業者と話し合っていかななくてはいけないし、そこに注意していただかなくてはならないと。

今言った例のような状況になりつつあるのじゃないかというのが私の懸念です。既に900円、700円という料金は通えるものではない料金になってしまっていて、近隣市に旧体育館横で使っていた市民の方々には来ていただけない状況が既に発生し始めてしまっているんじゃないのかなと思っております。

どのように、先ほど、プールのみの利用に対してどうやってそんなものを見分けるのかとおっしゃったんですけども、最初にも言いましたとおり、善意のみを信じて分けても違反者が出ることはほとんど考えられないなと使ってみて思うんです。それは施設の構造からもそうですし、フィットネスのところには担当者は数人いて、顔を見て回っている中で、まあいろいろ方法あると思うんです。例えば、どうしても抑止力を増やしていきたいと思うならば、名札をつける方法にして、そこに色づけをすとか、やり方はいろいろあると思うんです。ですので、2つの視点ですね。PFIのBTO事業なのでできない、あるいは抑止力で、善意のみを信じるのは善策ではないというふうなことはないと思っております。

質問のほうに書かせていただいております。少し疑問に思ったので、これも聞いておきたいと思えます。サンネスという名前を議会のほうで決めていったと思えます。いつからどのように活用を進めていくようになっているのか、分かったら教えてください。

○議長（岩井智恵子君） 教育部長。

○教育部長（杉本源造君） サンネスという名前ですが、質問表には会議と書いてあるんですけども、議員の言う会議が何か私には分かりませんし、議会で承認を受けた覚えがございません。これは施設の愛称として、事業者の提案によるものであります。ですから、事業者が自発的につけた名前です。

事業者を確認しましたところ、サンネスは7月5日からの開所式での発表以降使用しております。

また、利用者の方々に親しみを持っていただけるような存在として、今後活用をしていくということです。具体的には、印刷物やパンフレットの公共物のツールとして活用をし

ていくというふうに聞いております。

以上です。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） この名前が出てきたのは全員協議会だったと思うんですよ。私はいいかどうかを聞かれたように記憶しているんですけども、間違いだったらすみません。

せっかくサンネスという名前を決めたので、もうちょっと前面に出して使っていてもいいんじゃないのかなと思います。

次に行きます。利用に関して、それが伸びていかない理由として、交通の問題があると思うんです。

まず1つ目としては、場所が非常に山奥でアクセスしにくいということですね。自転車で行く、歩いていくというのはもう非常に大変でして、道路に歩道がないと指摘されておりますけども、それがあつたとしてもなお行こうと思う人はなかなか出てこないんじゃないのかなと思います。

そんな中で、車ではアクセスできます。遠いですけどね。ちゃんと駐車場もありますし、広い駐車場も併設されていて、これはいいんじゃないかと思うんです。じゃ、車がない人はというと、野洲市の提供している野洲市バス、おのりやすしかないという状況でして、それについて市民の方から意見のほうをいただきました。この市バスのほうでセンターのほうにアクセスすることを考えたときは、市内の多くの場所からは乗り換えでしか行くことができないんです。便数が少ないのはしようがないとして、篠原コース内にあるわけです。なので、篠原コースにアクセスができる駅なり、病院なりから見ると、それなりに本数があるようにも見えるんですけども、それ以外の地域から行こうと思うと、どうしても乗り換えることになります。乗り換えをすると考えた場合、どのコースから考えても、ここに書かれているとおりなんですけど、1便1通り、行きはこれに乗るしかないね、帰りはこれしかないねというようなダイヤしか考えられないと。そのダイヤをより深く見ていくとですよ、すごく乗り換えに対して時間が空いてしまう、乗り換えがすごく使いにくく、不便なパターンになっていると思うんです。これについてご確認いただけましたでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 14点目のおのりやすでの野洲市健康スポーツセンターのアクセスについてのご質問について、まず野洲市健康スポーツセンターまでの時間の確認につ

いてのご質問についてお答えいたします。

コミュニティバスにおいては、野洲市健康スポーツセンターの開設に合わせ、当該施設へアクセスできるようコスト等を勘案し、路線の延長で対応できる篠原コースの延伸及びダイヤの改正を行いました。これに伴い、野洲市健康スポーツセンターを経由する現行ダイヤの5便中、例えば野洲市役所から野洲市健康スポーツセンターまで、野洲市健康スポーツセンター右回り経由でしたら21分、篠原小学校経由のほうでしたら41分、それぞれ前者が2便、後者が3便あります。定期になっています。

ただし、議員おっしゃるとおり、乗り継ぎを利用される場合は、コミュニティバスが地域を循環する路線となっていることから、利用される方の場所や時間帯によっては大幅な時間を要することとなっております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 一定確認いただいたということで、現状は分かっていただけのかなと思うんですけども、大事なことは1通りしかないということもそうなんですけども、1通りしかないのは一定、しょうがないのかなと思うところがあるんです。にしても、それに対する乗り換えダイヤがすごく間が空いてしまうというのは何らかの改善ができるんじゃないかと思っているんです。

1つは、直接的にプールのことを見据えて、乗り換えがしやすいようにするということだと思うんです。それはプールがゴールじゃなくてもおのりやすについて乗り換えることをいろいろ見て、そちらの側面から見て、ダイヤを微調整するということはあっていいんじゃないのかなと思います。

あともう一つ、思うところなんですけども、篠原コースに対して乗り換えを行えるところというのが野洲市健康福祉センター、南口の野洲駅ですね。それと野洲市役所ということになっているんですけども、この乗り換えももう少し柔軟にすれば待ち時間というものを気にしないでもいいのかなと思うところがあるわけです。乗り換え可能箇所として、野洲図書館、あとは小篠原中央、これ、アル・プラザ前なんですけども、ちょっと分かりにくい名前でも小篠原中央となっています。この辺も乗り換え可能なバス停とすれば、仮に1時間とか、乗り換え時間があったとしてもですよ、ぼーっと待ってなくて済むわけですし、検討されてはいかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 先ほどもお答えさせていただいたとおりですが、コミュニテ

ィバスが多くの利用者の利便性確保のため、地域を循環する路線となっていることから、コミバスを利用される方については、一定時間かかることについてはご理解いただいているという認識がございます。

それとあと、乗り継ぎ箇所の増加についてのご提案というか、ご意見を頂戴しているわけなんですけれども、例えば今現在では健康福祉センターが乗り換え場所で行けますので、図書館と健康センターはもう目の前でございますし、小篠原中央につきましても、5分ほどかかるかもしれませんが、野洲市役所での乗り継ぎが可能でございます。いずれも場所が近うございますので、あえてそこで増やす必然性は現時点では考えておりません。

また、ダイヤ改正につきましては、これは非常に需要が多い拠点を中心に考えております。具体的に言いますと、市役所周辺、あと図書館周辺、あとは中主のほうの市民サービスセンター周辺、この3地点が一番需要が多い地点ということで、基本路線は組んでおります。ちょっと今回のこの施設のためだけに路線全体を変えるということは非常に全路線全体を根底から崩すことになりかねませんので、当面の間は考えておりません。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 今、回答の中に利用頻度の高いところに関しては考えていこうと思うとあったんですよ。今回、篠原コースに対するほかのコースからのアクセスも、その乗り換え場所の話になってくるはずなので、併せて考えていただきたいと思うんです。考えないというふうに決めつけるのではなく、そういう乗り換えもあり得るということで、今、プールの利用率が上がっていかない、以前の体育館横のプールに比べてアクセスがしにくくなっているという中から考えても、やらないということではなくて、一定考慮しながら、そういう乗り換えも考慮しておくといいなということ踏まえながら、できる範囲でやっていただければいいと思うんです。それについてどうお考えでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 議員おっしゃるとおり、将来この施設が利用量が非常にたくさん多くなって、検討しなければならないという事態については、そこは否定するつもりはございません。ただ、コロナの関係もございまして、7月15日から8月25日までの間の当該施設バス停の利用者は降りったお客様が15名、乗らしたお客様が18名、これは1日ではございません。この期間全体でございます。非常に少のうございます。ただこれはコロナという特殊な事情があると思うんですけれども、この数字ではここを中

心に考えるというのは非常に難しいと認識しております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） これは卵が先か鶏が先かみたいな話だと思うんですよ。利用率が低いのは、もしかしたら乗り換えが悪いからじゃないんですかね。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） そういう認識ではありません。あそこは地理的に駐車場も広う取っておりますので、むしろ車で行かれる方のほうが多いのではないかという認識を持っております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 議論を冒頭でも申しました。私もそう思います。車の方が多いんじゃないかと思うんですけども、ここの利用が議論されていく中で、コミバスがあるじゃないかというお話は前面に市長もされてきているんですよ。ですので、いや、バスは無視しようという話じゃないと市長も認識されているはずなんですけども、市長いかがでしょう。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もう少し運営してから考えていただきたい。ただ限界はありますから、私はコミバスが大事だから、コミバスで市民の方がアクセスできるようにということなんですけども、4路線を5路線にして、7路線にして、それ、7路線にしたときにプールに行けるような設定で、今回、微調整をしたので、次の改正の中でそれぞれのニーズをもう一回見ながら便宜を図っていきたいと思っていますので、あんまりいきなりかりかりするよりは。病院も何か郊外に造るとおっしゃった。これと同じことをもう一つやらんといかんわけでした、バスでかなりの大きな裏打ちをしています。私は成長するバスというのを標榜して、高齢化とか車を持たないご家庭に対して公共交通を充実していきたいと思って直営でやっているんですが、完璧にはなかなかいかないのです。だから、不便だというのは私も認識しています。その中で辛うじてご利用が図れるように、ダイヤを組んでくれていますので、もう少し状況を見ながら、またご提案もいただきたいと思います。なかなかダイヤは難しいですから、それぞれのニーズを満たそうと思うと。

今回も篠原も急にコースを変えたんですけど、何かあそこの河川敷を走れないなんて話があったので。おっしゃるとおり、いい形で交通が使っていただくように今後も工夫を加

えてまいります。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 前向きな回答だったと思います。ありがとうございます。

私もすぐに実現するとは思っていませんし、改定のたびにそういうスポーツセンターへのニーズ、スポーツセンターそのもののニーズを上げていくための改善というものを1つあるんだなという認識をしつつ、作業していただければ、少しずつでもよくなっていけばと考えておりますので、よろしく申し上げます。

もう一点、先ほどの話で出ましたので、言うんですけども、図書館、あと小篠原中央、近いから乗り換えができなくてもいいじゃないかというのもまたおかしいと思うんですよ。たとえ近くても、例えば夏の炎天下だったら、その僅かな距離が億劫なわけで、大雨が降っていたら、その僅かな距離が億劫なわけですよ。バスはそこに停車するんだから、乗り換えのバス停に、今のお話であればですよ、今の理由であるのであれば、増やしても問題ないと思うんですけども、何でそこまで少し歩かなきゃいけないという話にするんですか。

○議長（岩井智恵子君） 市民部長。

○市民部長（長尾健治君） 乗り継ぎ券の発行等で運転手さんの負担等もございますので、そういう回答をさせていただいております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 乗り継ぎのために発行される件数は極めて低いと私は聞いております。なので、負担になることもないかと思うんですよ。そういう乗り換えの利用という人を大事にするという、その配慮じゃないかと思うんです。私に言わせれば、このおのりやすのコースですね。コースとコースが重なっている全ての駅で受けるというルールにしておいてもいいんじゃないかとぐらい思っています。ましてや、今、説明したとおり、プールに行く場合、乗り換えに1時間待ちとか50分待ちとか、ほかの地域からだとしてもない待ち時間だと私なんか思ってしまうわけですよ。それを市役所で待てとか、あるいは健康福祉センターで待てというぐらいならば、図書館とかアル・プラザで待ってくださいというほうがまだいいんじゃないかと思うわけです。検討いただけませんか、市長。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もともと乗り換え券で全部行こうというのが私の発想で、あと定期券も。ただ乗り換えの場合、取りあえずアル・プラザへ行っておいて、目的達成して、

それで1回1回りして、乗り換えで、今度は無料でプールへ行こうという、そういうコースを私は組まれてもいいと思っているんですけども、市民の方々だから。そこを、運営のほうは気にはしてくれていると思うんですよ。

それから、長谷川議員おっしゃるように、アル・プラザで待ち時間を潰せるのか、アル・プラザで買物時間を織り込んで、100円なり200円で買物とプールと両方できる人をやると今度は単目的の方との不公平が出てくるということもあっての、そんなときの議論なので、こちらはもうけるつもりでもないし、できるだけ待ち時間は短くしていただきたいと思うので、検討課題にはさせていただきます。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 検討課題にさせていただけるという前向きなお答えありがとうございます。

健康スポーツセンターの件を終わりたいと思います。

次の質問に……。

○議長（岩井智恵子君） 制限時間、発言の制限を超えました。

○3番（長谷川崇朗君） 以上です。質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 暫時休憩いたします。

（午後3時29分 休憩）

（午後3時32分 再開）

○議長（岩井智恵子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○3番（長谷川崇朗君） 今、ちょっと片づけたので、少し待ってください。

○議長（岩井智恵子君） すみません。ちょっと機械の調子が。すみません。

○3番（長谷川崇朗君） 続けます。2番のほうを飛ばします。

3番、長期入院患者への見舞いについて聞きたいと思います。

長期入院患者へのお見舞いについて。多くの病院では新型コロナウイルスにより、お見舞いに制限がされています。野洲市の病院でも制限を実施しているところです。終息は薬や治療法の確立を待たねばならず、まだまだこの状況は続くと思います。このような状況で、長期入院の患者さんに対して、家族が全く会わない日々が続いてしまうことを憂慮しています。市立野洲病院において、そういった事例はどれほどあるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 長谷川議員の市立野洲病院での面会に関するご質問にお答えをい

たします。

本当は総務部長に答えてもらおうと思ったんですけど、いきなり来ましたので、びっくりしましたけどね。まず、面会は非常事態宣言中、お断りをしていました。解除後は規制をしていたんですが、患者さんが感染してからはまた禁止をしております。ただ、これまでのところ、患者あるいは家族の方から問題がありという報告は受けていませんので、現時点ではこの対応でいいというふうに考えております。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） 野洲市立病院の場合は、確かに今までは、どうも家族の中の1人が荷物などを届けるときには顔が見れたという現状があるようでして、市長のおっしゃるとおりかと思うんです。ただ、野洲市立病院においても、コロナが発生して以降、これで閉鎖されてしまっているわけですし、顔が見れないということが起こっています。ですので、それが解除されるのというのはいつになるのかということになってくるんです。市長はどのように考えておられるのでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回は入院患者さんが感染されたわけですので、一定の期間を見て、解除する予定ですので、9月7日ぐらいには今回のケースに関しては解除できるというふうに考えています。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） では、現予定に関しては9月頃には解除して、また全く会えないということにはならないということでもよろしかったですか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今回の面会をお断りしているのがさきの例によってですから、PCR検査で関係者全てが陰性でしたので、ただ安全期間を見て、その辺りまで禁止をして、それ以降は通常に戻すという予定ですので、ただ、また事態がどういう展開になるかは分かりませんが、今の予定ではそんなに長期にわたって面会を制限するということは考えていません。

○議長（岩井智恵子君） 長谷川議員。

○3番（長谷川崇朗君） ありがとうございます。一定その患者さんが家族に会えないということが続いてしまうということにはなさそうだということで安心いたしました。ありがとうございました。

これで質問を終わります。

○議長（岩井智恵子君） 次に、通告第6号、第15番、東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 第15番、東郷正明です。

今日も2つの質問をさせていただきます。

1つ目、第2期国民健康保険運営方針についてお尋ねします。

高すぎる国保税が国保制度の構造的な危機となり、医療保険制度としての持続性を揺るがしています。全国で滞納者は289万、加入者の15%を超える滞納世帯が出るなど、深刻な状況となっています。国民健康保険と社会保険には大きな違いがあります。国保加入者の平均保険料は、中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍で、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍という水準です。保険制度の中で国保加入者は年金生活者や農業従事者など、所得が低いのに保険税は高いのが実態です。この不公平を正すのが政治の責任です。

しかし、この25年間に全国的に見ても1人当たりの保険税が6万5,000円から9万4,000円に引き上がっています。同時期に国保加入者の平均所得は276万円から138万円に半減しています。国の制度の問題ですが、国民の4人に1人が加入し、国民皆保険制度の重要な柱を担うべき国保が他の医療保険制度に比べ、著しく不公平で、被保険者に大変重い負担を強いる制度となっています。このような高すぎる保険料は住民の命と暮らしを守っていく上でも、社会の公平、公正を確保する上でも、政治が手を打つべき重要課題です。

県の第2期運営方針の基本的な考えは、1つ目、できるだけ早く保険料水準の統一を目指す、2つ目に、事務の効率化、合理化等の取組を推進する、3つ目には、地域の実情に合った医療資源の配置、活用の適正化等となっています。

そこでお尋ねします。国民健康保険の保険料水準の統一に向けて、県が運営方針を出されていますが、市長の見解をお尋ねします。

2つ目には、県の収納率を統一化するための提案として、収納率を市町で行うことによって、県に納める納付金に差をつけるやり方について議論をされていますが、これについて見解を問います。

3つ目には、国民健康保険は世帯単位で、加入者の数、年齢、収入などにより算出され、扶養という概念はなく世帯内の加入者の数によって保険税が上下します。しかし、社会保険の場合は所得により算出されることから、何人いても保険料は変わりません。国保の場合

合は均等割や平等割によって負担が大きくなります。野洲市の国保は県下でも高い位置にあります。所得のない子どもにもかかる均等割はなくすべきではないでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷正明議員の国民健康保険の運営方針に関わるご質問にお答えをいたします。

1点目の料金の統一ですけれども、私は基本的に言えば、最初から明確な意見を持っておりまして、医療サービスが均等化されるのであれば料金は統一されてもいいけれども、サービスに均一性がないのに料金だけ統一するのおかしいと。その医療サービスの統一は、これ、医療圏域の統廃合、そして医療機関の配置ということですけども、現状で言えば、差がありますから、県の場合はそれを先にもう令和6年度以降早い時期にと行って、時期だけを設定しているの、これはずっと懸念を表明していますし、今年になってからも首長会議で議論をしましたが、同じ見解でした。まず、統一についてはそういうことです。

それともう一つ、別の面から見ますと、平成30年、都道府県化されまして、結構曖昧な制度で、滋賀県でも随分議論をしました。これ玉虫色の改変になっています。滋賀県の市町でいえば、独自でももたないことはなかったんですけども、全国では人口が減ってきていて、1,000、2,000人の町が国保を運営できるかということもあって、都道府県化されたんですけども、その都道府県化の意味が明確になっていないわけです。都道府県が財政責任を持つとだけしか書いてなくて、料金を統一するのか、あるいは何もかも一本にするのか。ないので、今、こういう訳の分からない議論が起こってしまっていて、いずれにしても、統一するのであれば、医療サービスに均一性が必要だというふうに考えています。

次の収納率の市町で競うことですが、いわゆるインセンティブをつけるということで、頑張らないで収納率が悪いところを頑張って、収納率の高いところの収入で補填するの、おかしいというやり方なんですけども、実態としては、地域性があって、幾ら頑張っても収納率上がらない。そこにペナルティーがかかってくれば、余計悪くなると。野洲市がやっていますように、滞納の方に幾ら取立てに行っても滞納は回収しない。根本から変えていかないといけないのに収納率という、いわゆるノルマですね。これにやることについては、当初から私は反対です。かといって、モラルハザードになって、頑張っていないところの

分を頑張っているところとか、そういうところが補填していくことを恒常化してしまうとこれはモラルハザードになるので、収納率だけ見るのではなく、もう少しほかの判断基準も入れて、料率算定を行うべきではないかという意見です。

それと、3点目の均等割です。これは国保の制度設計が4人家族、6人家族、そして自営業の方等々を前提にしているのですが、発足当時はこれでよかったんですけども、今は単身所帯と、そして子育て所帯という明らかな差があります。昔はいわゆるファミリーが前提でした。これ、今、市営住宅も全く状況が変わっているのです、今度は永原第二団地も多様な家族形態に応じた計画を今進めています、国保の制度設計が4人家族、5人家族の前提なので、子どもさんがいれば、その分医療費が要るだろうということで均等割が入っていますが、私としては、これは改善されてもいいと思うんですけども、これも国の制度設計なので、意見は言いますが、市町でいきなりどうのこうのということができない問題ではないというふうに考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 市長の先ほどの答弁で、県統一化については、サービスが検討されればいいんですけども、そういうことではなく、今進められているのには急ぐべきではないという考えでよかったんですかね。私もそのように思います。いろいろ問題点も言われましたけれども、また市長のお考えも他の市町の首長さんにもまた働きかけたらどうかと思うんです。何が問題で、どのようにすればいいのか。統一化そのものに反対されてはどうでしょうか。これ、1つ目の。

2つ目の質問に対しては、そもそも収納率が低いのはなぜかと思うんです。私は保険税が所得に対して非常に高いからではないかと思えます。例えば、1万円では払えない人が8,000円なら払える、2,000円引き下げれば国保税を納めていなかった人が払えれば2,000円下がったことにより、払える人が増えて、徴収金額も増えていくのではないかと思うんです。これに対してどう思われるのか。

そして、3つ目ですが、先ほどからも言っていますように、国保は所得に応じた保険税になっていないことから、払いたくても払えない人がたくさんいます。払える保険税にすべきだと思うんです。山仲市政になって、法定外繰入れをやめられました。そこから、国保税がどんどん上がってきたということ、また国民健康保険の役割は命と健康を守る社会保障制度であります。どうすれば払える国保税にすることができるか、お尋ね

します。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君） まず、払える国保税かどうかというのは大事ですけども、従来から言っていますように、これ、保険でして、ですから、必要なものを被保険者から頂くと。そこに税の裏打ちも入っていますし、事務的な経費は別枠でいっていますから、必要な医療費を保険でお支払いして、それが加入者に、均等ではなくて、所得割等がありますから、それでルールに基づいて、負担をいただいているという制度です。

法定外繰入れは、これは、健全化を損なわすということで、私としては適正ということですが、何かいかにも私が引いていって値上げしたみたいですけども、それによって国税税が上がったというんじゃないし、議案質疑で部長が言いましたように、比較的野洲の国保の加入者の方の所得が高い。もちろんその中にも差がありますから、それに引張られて全体が上がっているということで、現時点では県内で5、6番目ぐらいになっているというふうに思います。

昔は東郷正明さんをはじめ、会派の方は高島市を安い安いとおっしゃったんですけど、最近、言われないうて、この間も答弁協議で言ったんですけど、高島も制度改正を行いましたから、決して安くはないんですが、高く頂くことが問題じゃないし、今言ったルール化をしています。払ってもらえるところまで持っていこうとしても、個々の方の所得状況、生活状況は異なりますから、まずはルールで負担をいただく、その中で厳しい方については猶予をすとか減免をすという形でしか、みんなが払っていただけることを考えて料金を設計していったら、制度が成り立たないですよ。じゃ、誰が負担するのかというようなことになりますから。

社会制度というのはそういうもので、商売でも払ってもらえる料金でやっていったら、原価とか労賃とかを無視してでも商品の値段を決めるのかという発想ですね。言っておられることが矛盾しているん違いますか。この医療費というのは医師とか看護師さんとか薬剤師さんとか、医療技師が働いておられる労働の賃金の原資になるものであって、東郷議員は労働組合出身で、場合によっては労働者のためにとおっしゃっている。これはまさに労働者のための原資になっているわけですし、それを税金で税金でと言ったって、これも限りがあります。ですから、この仕組みの中ではやむを得ない。

ただ、国保の発足期と比べて、加入者の構成が大きく変わっていますから、これは、やはり国レベルで変えていかないとはいけません。これ、1割、全部の方が入っておられるよ

うな保険で、昔は皆保険の一番の基本的な保険の枠組みだったんですね。ただ、これ、加入者が少ないからといって、なくしてしまうわけにいかないし、もう一つはこの国保の制度がなくなったら、今度はほかの保険制度がもっともっと悪くなるので、国保をむしろ改善しながら、国保を堅持していくという、もう少し大きな視点での改革が必要なんです。平成30年度の改革は単に都道府県に国の財政責任を付け替えただけなので、これはもっと大きな枠組みの中で国保改革がなされないといけないと思っています。

それと、滋賀県の場合は広域連合を提案したんですけども、結局、選択なしにこの訳の分からない都道府県財政責任になっています。広域連合後期高齢者医療制度は広域連合でやっていますけども、問題はあるんですけども、広域連合でやれば、今、ご指摘の問題は一応、起こらない形なんですけれども、発足当初に源泉徴収で、何かイメージが悪くなったので、ゆがんだ形のイメージですけども、そういったことを含めてもんだ、もう一段の国保改革が要るのではないかと思いますので、ぜひ国政に通じておられる東郷正明議員のほうで頑張ってくださいと思います。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 先ほどの答弁で、保険ですから必要な医療費、保険等にはこの保険、やむを得ないことを言われたんですけども、いずれにしても、他の保険制度と比べると高い。それで、国保の統一化で根本的な問題は、やっぱり解決できへんと思うんです。どこから財源をとられるんですけども、そこは、やっぱり国の税金の使い方とか集め方とか、そこを根本的に変えて、何に税金を使うか、そこから国庫負担を増やして行って、国保の制度をそのまま変えていくしかないと思うんですけども。

2つ目ですが、収納率ですが、市町によって所得格差とか地域の医療事情、いろんな問題があります。そこで、県の収納率で交付金にも差をつけようとするやり方、強引な取立でも増えていくのではないかと思います。野洲市は山仲市長で、ようこそ滞納していただきましたと、滞納は市民のSOSということも言ってこられました。県の収納率を競い合わせるやり方に反対すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3つ目ですが、払える国保税にするためにはゼロ歳児のような所得のない家族にかかる均等割をなくしていかなければ、高い国保税ということを解消できません。社会保障制度としての保険制度が求められていくのではないのでしょうか。基本的には国の制度でありますけれども、市独自の施策が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） 市長。

○市長（山仲善彰君）　まず、ペナルティーですけれども、これは私はあまり機能しないと思っていますから、賛成はしていません。ただ、県が悪いというよりは、これは国の制度がそうになっていまして、全国を競わす、市町を競わすというやり方になっているので、そこから変えていかないといけないので、滋賀県だけ責めてやっても仕方がないと思います。

それと、先ほど、ほかのことは申し上げたように、均等割については国レベルでどうしていくのかという改革が要ると思いますので。それと、基本的にいえば、死語になってしまった消費税の値上げの議論の根幹である税と社会保障の一体改革の中で、本来は議論されて、ここに至っているはずなんですけれども、もう一度、原点に戻って、税負担と社会保障をどうするのか、特に国保も含めて、在り方が。ですから、中2階だと思っていますので、先ほどのバスと同じことで、いい方向に改善するように国民的な議論が起こっていかないといけないと思っています。

○議長（岩井智恵子君）　東郷正明議員。

○15番（東郷正明君）　2つ目の質問に入ります。

第8期介護保険事業計画について質問します。

今年第7期介護保険事業計画の最終年度であり、2021年度から2023年度を期間とする第8期の計画策定が行われています。第7期はそれまで移行段階であった総合事業が本格的に市の事業として開始され、また所得のある人の利用料は3割負担に引き上げるなど、給付抑制と自己負担増が行われてきました。

第8期の介護保険事業計画については、厚労省の社会保障審議会の介護保険部会が出された意見を踏まえて策定するとされています。しかし、厚労省介護保険部会に示された改定案の検討項目には、要介護1、2の人が利用する生活援助サービスを介護保険給付の対象から除外することや利用料の原則2割負担など、介護保険サービスの抑制や利用者の負担増などの内容が数多く盛り込まれています。これ以上の介護保険の改悪は利用者の尊厳と安心を奪うものであり、見過ごすことはできません。こうしたときこそ市としてできること、安心介護の取組が求められるのではないのでしょうか。そういったことから、第8期の介護保険事業計画策定の基本についてお伺いします。

1つ目に、介護保険制度はスタートして20年が経過しました。今、介護保険は必要な介護サービスが提供されているのでしょうか。実際は居宅介護でも施設介護でもそのニーズに応えられていません。そこで、政府は介護保険制度の根幹を揺るがす改悪をしようとしています。冒頭、紹介しましたように、介護保険部会で示された要介護1、2の人が利用

する生活援助サービスを介護保険給付の対象から除外することは重大な問題です。認知症などの方には訪問ヘルパーなどによる専門的な支援を受けることで、適切な支援ができる在宅生活の継続につながります。そもそも要介護と認定されたにもかかわらず、保険給付に基づくサービスが使えないというのは、介護保険の在り方に関わる大きな問題ではないでしょうか。また、利用料の原則2割負担などの改定案については、利用者にさらなる負担増を強いるものであり、利用料の負担増に耐えられない人が介護サービスから締め出される状況を生み出すことにほかなりません。

介護事業に直接携わる自治体からこうした改悪にストップをかける声を上げていくことは、高齢者が安心して暮らしていくための大きな力になります。国に対して、要介護1、2の人の介護保険外しや利用料負担増などを行わないよう、働きかけるべきではないでしょうか。

次に、特養施設の増設については、第7期介護事業保険に基づき、すみれ苑で100床増やすなど、待機解消ができるとされていますが、高齢化の進む下では、入所の待機待ちという状況から脱していません。机上の計算だけで待機者解消は無理だということが第7期で明らかになったのではないのでしょうか。そこで見解を伺います。

また、今後、待機者の数に見合った計画を策定し、第9期も含め、市が責任を持って、数値目標を持つことで抜本的な増設を図っていく必要があると思います。野洲市の地域別高齢化率は兵主学区が32.1%になると、こうした地域では要介護認定率も22.6%と高くなっています。第8期介護事業においては、こうした高齢世帯の多い地域に特別養護老人ホームがさらに必要になってくると思いますが、考えについてお尋ねします。

現在、本市の65歳以上の第1号被保険者の基準保険料は7万1,760円です。これは介護保険制度がスタートしたときと比べ、2倍となっています。介護保険料は保険給付費に基づいて算定されますが、高齢者が増え、介護サービスを利用する人が増えれば、それが直接、保険料負担に跳ね返る仕組みとなっており、ここに根本的な問題があると言えます。病気や老齢などで医療や介護が必要になったとき、命と暮らしを支えるべき医療保険や介護保険などの社会保険制度が逆に負担増で高齢者を苦しめるこういう在り方は変えていかなければなりません。マクロ経済スライドにより年金が減らされ、消費税や医療費も増える中、払える保険料にしてほしいというのは市民の声です。基金活用などで介護保険料の引下げを行うべきではないでしょうか。

4つ目には、団塊の世代が75歳を迎える2025年に向けた介護職員の人材確保は重

要な課題です。第8期の計画において、介護職員人材確保の抜本的な対策が必要と考えますが、いかがでしょうか。お尋ねします。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） それでは、東郷正明議員の第8期介護保険事業計画についての質問にお答えいたします。

まず1点目の介護保険制度についてでございますが、ご指摘の要介護1、2認定者の訪問介護の生活援助サービスを総合事業へ移行する案や利用者負担を原則2割にする案などについては、昨年12月27日に国の社会保障審議会、介護保険部会の取りまとめ意見の中で、いずれも利用者の影響を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当であるとされまして、今回は見送られたものと承知しております。

本市といたしましては、介護保険制度がサービスの受益者である高齢者などの生活を十分考慮したものであるとともに、持続可能な財政負担構造となっていることが重要であると認識しており、国における今後の見直しの議論を引き続き注視してまいりたいと考えております。

続きまして、2点目でございますが、特別養護老人ホーム増設についてお答えいたします。

本市における特別養護老人ホームの待機者は、実質的に約250名と見込んでいます。第7期介護保険事業計画に基づく特別養護老人ホーム100床が令和3年3月に開業する予定でございます。これによりまして、相当人数の待機者が解消すると見込んでおります。また、本市には既に介護老人保健施設200床がございますし、他市より充実しているほか、市立野洲病院では地域包括ケア病床と回復期リハ病床を合わせて約90床有しているところでございます。

このように、高齢者の介護や療養に係る施設系のベッド供給の状況を総合的に見ますと、第8期以降当面においては、一定充足した状況が保てるのではないかと考えております。それ以降の中期的な見通しといたしましては、本市では引き続き75歳以上の人口が大きく減らないという見込みであることから、在宅介護のためのサービスの充実度を考慮しながら、特別養護老人ホームの増床の必要性を適時、総合的に検討していきたいと考えております。

3点目の介護保険料の引下げについてでございますが、1点目の介護保険制度改正に係るご質問でも申し上げましたとおり、市といたしましては、制度内容がサービスの受益者

である高齢者などの生活を十分考慮したものであることとともに、持続可能な財政負担構造であることが重要であるという認識でございます。介護保険制度を含む社会保障と国民負担の在り方の本質的な検討が国において行われるべきという考え方でございます。

ご提案の基金の活用についてでございますが、現行の第7期の計画における保険料設定におきましても、1つ前の第6期からの繰越財源、いわゆる基金から1億4,500万を活用いたしまして、今期の保険料を設定しているところでございまして、次期、次の8期についてもそのような計算を行うことが必要であると考えております。

最後に4点目でございます。介護職員の人材確保についてでございますが、政府におきましては、これまで処遇改善加算による報酬上の対策を一定実施されてきたところであると認識しておりますが、高齢化により介護需要が増す中で、労働力人口がグロスで減少している現実と介護現場の厳しい環境考えますと、さらなる対策が必要な状態であると認識しております。

しかしながら、申し上げておりますとおり、構造的な問題が潜在している現実を見ますと、例えば各市町で従事者への報償、あるいは支給金を競って行うことなど、いわゆる過当競争を生み、全体を崩壊させる行為であると認識しております。

よりまして、本市としましては、主に国や県が抜本的な対策を講じることを求めながら、市民が介護職への就労に関心を持たれるようなきっかけづくり、あるいは啓発、情報交換などの事業を近隣市とも連携しながら実施していきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員、よろしいですか。

○15番（東郷正明君） これまで介護サービスについては、要支援1、2が総合事業に移されました。先ほど、答弁の中で要介護1、2の人の利用する生活援助サービスについては、検討課題、そして見送られたという、もうはっきり決まったことなんでしょうかね。ぜひ、これがまた議論されて、またいつの間にかここに要介護外しにならないように、また1人でも求めていただきたいと思います。

必要なときに必要な介護が受けられなくなったら、やっぱり保険あって介護なしになりますので、これ、安心して老後の生活が送られるように制度の充実が必要であると思うんです。ぜひ介護外しが行われないように求めていただきたいと思います。

2つ目には、これまで7期でも介護施設を増やしていただきまして、野洲市の場合、他の市町より、ほかのいろんなところがあって、そこは充実していると思うんですけども、

今後、やっぱり高齢化が進む中で入所待ちが起こらないように、そこはしっかりと対応していただきたいと思います。その見通しについてもお尋ねします。

3つ目ですが、上がり続ける保険料ですが、ますます高齢化が加速する中、現在の制度は高齢になって、体が動かなくなり、介護給付を受ければ負担が増すという制度上の問題があります。やっぱり、体が動かなくなると、困ったときに介護制度が安心して使えるシステムが必要です。医療、介護負担が増え、給付サービスがこれまで削減されてきました。地方自治法では、第1条の2で、「地方公共団体では住民の福祉の向上を図ることを基本にして、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとする」と書いてあります。この精神を大事にさせていただきまして、保険料の負担をぜひ少しでも下げたいと思います。いかがでしょうか。

それと、4つ目のこの介護ニーズが増える中で、介護に携わる人の待遇が本当によくなりません。構造的な問題もありますが、競争で、そういうが取り合いというのも、これ、よくないし、野洲市として、そうした携わる人の育成のための制度もぜひ必要だと思うんですけども、そうした制度も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（岩井智恵子君） なるべく簡潔明瞭にね。何か質問なのか、お願いなのか、ちょっと分かりにくい面がありますが、答えられますでしょうか。

健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） 東郷議員の再質問にお答えします。

まず、1点目でございますけれども、先ほど国の社会保障審議会の介護保険部会のほうで検討はされていたんですが、その検討の結果、一応取りまとめの表現といたしましては、利用者への影響を踏まえながら、引き続き検討を行うことが適当であるということで、結論は出ておりません。いわゆる継続審議というような考え方であるというように認識しております。したがって、国のほうにいろんなことをおっしゃいましたが、働きかけよということ、国が何も変えると言っていないので、それに対する働きかけについてはできないということでございます。

2点目でございます。2点目の施設でございますけれども、次、3点目の保険料のお話を東郷議員がされたと思うんですが、施設を建てますとその施設、いわゆる給付費として、その分お金を出さなくてはならないので、その分が保険料として当然跳ね上がってきますので、ある意味施設を建てる必要があるとおっしゃるんですけど、その裏には当然介護保険料というのは連動しますので、そういう意味からしても、むやみやたらに各学区、この

学区は高齢化率が高いので、そちらに建ててくださいとおっしゃいまして、それに適用するような建て方の考え方で施設整備というのはやるものではないということでございます。

3点目の保険料です。繰り返しになりますけれども、あくまでも持続可能な制度としてやりますので、安いにこしたことはございませんけれども、必要な経費を支出するための入りと出のそのバランスを見ようと思いますと、できるだけ安くとかおっしゃることは十分意味的には分かるんですけれども、先ほど答弁で申し上げましたように、それまでの1つ前の期の、いわゆる基金、そこを利用いたしまして、保険料のほうをある一定ならして下げていくというような計算のもとに、次期の保険料についても積算のほうをしていく予定をしております。

4点目でございます。介護職の処遇のことをごさいますして、質問といたしましては、育成というようなことを市としてでということでおっしゃっていたかと思えます。その点につきましては、市内の介護職の方ですけれども、いわゆる介護に携わる、医療の方も含めましてあるいは市の職員も含めまして、異業種に寄っていただいて、そこでの研修会等ここ数年来、やらせていただいているのもありますし、あるいはケアマネさん等の分については、市内のケアマネさんの事業所からそのケアマネさんを一括で集まっていたいただいて、研修会を持ったり、いわゆる育成を目指した研修会等、今現在もやらせていただいていますので、その充実を図るように努めてまいりたい、かように考えております。

以上でございます。

○議長（岩井智恵子君） 東郷正明議員。

○15番（東郷正明君） 簡単に、最後、します。

先ほど、介護外しの要介護1、2の人の生活援助を外すのは検討中、検討で審議しているということで、すると言っていないのにどうかという問題ですけども、やっぱり決まってからでは遅いんですね。決まるまでに、やっぱりそういう介護外しをしないように求めたいと思います。

介護制度そのものは国の制度ですけども、国の進める制度をそのまま全て受け入れるのではなく、地域の実情に応じた介護が今後一層求められるように、地方自治体としての役割を果たしていただきたいと思うんです。ですから、国の言いなりになるのではなく、意見をしっかりと国に上げていただきたいと思えます。少しだけ、答弁を求めます。

○議長（岩井智恵子君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（赤坂悦男君） ただいまの質問でございますけれども、国のほうがオールジャパンで制度を動かしておりますけれども、今度は実施の段になりますと、地域、いろんなそれぞれの事情がございますので、地域の運用ということがございます。ただ、今、国のほうが検討している、継続して検討ということですので、それがどうなるかということでございますので、それについては、一定注視をするしか仕方がないな。ただ、その野洲の介護のこの事業制度に不都合な点等がございましたら、それはその不都合な地域の地域性からする不都合な点がございましたら、その分については、その制度について意見を言う場面をもってして意見を言うことはあるとは思いますが。

以上でございます。

○15番（東郷正明君） ありがとうございます。終わります。

○議長（岩井智恵子君） ご苦労さんでした。

お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岩井智恵子君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。

なお、9月4日は午前9時から本会議を開催し、本日に引き続き一般質問を行います。

本日は、これにて延会いたします。どうも長時間ご苦労さまでございました。ありがとうございます。（午後4時21分 延会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

令和2年9月2日

野洲市議会議長 岩 井 智恵子

署 名 議 員 稲 垣 誠 亮

署 名 議 員 山 本 剛